

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第3日目）

---

日 時 令和3年9月15日（水曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月15日 午前9時00分

---

付託議案

（市民生活部）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第78号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第80号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（教育部）

第77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

---

出席委員（8名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
〃	山下由美	〃	大畑利明
〃	林克治	〃	今井和夫

---

欠席委員 なし

---

出席説明員

（市民生活部）

市民生活部長	森本和人	市民生活部次長	山本信介
市民生活部次長	西田征博	市民生活部次長兼まちづくり推進課長	小河秀義
市民生活部次長兼市民課長	中尾美恵子	税務課長	朱山和成
生活衛生課長	田中藤夫	人権推進課長	梶原昭一

生活衛生副課長	寺西康雄	まちづくり推進課副課長兼スポーツ推進室長	石垣統久
まちづくり推進課副課長兼学遊館館長	原田渉	一宮市民局副局長兼まちづくり推進課長	西岡公敬
波賀市民局副局長兼まちづくり推進課長	榎木隆	千種市民局副局長兼まちづくり推進課長	井口靖規

(教育部)

教育部長	大谷奈雅子	教育部次長	橋本徹
教育部次長兼教育総務課長	進藤美穂	教育部次長兼こども未来課長	中尾善弘
教育部次長兼施設整備課長	西林文隆	学校教育課長	谷尻博誉
社会教育文化財課長	水口恵子	学校給食センター所長	池本雅彦
学校教育課副課長	中田吏	こども未来課副課長	福元佳代
学校給食センター副所長	下多謙一	教育総務課副課長兼教育総務係長	太田雅章
社会教育文化財課社会教育文化財係長	宮辻貴之		

事務局

議会事務局長	小谷慎一	議会事務局課長	大谷哲也
係長	小椋沙織	主査	中瀬裕文

(午前 9時00分 開会)

○神吉委員長 おはようございます。

決算委員会を開会します。

ここで昨日、令和3年9月14日、火曜日実施の決算委員会で、健康福祉部の審査中にあった答弁について、訂正の申出がありましたので、私から報告いたします。

特定不妊治療助成事業の中で、不育症治療助成について、決算額5万6,830円に対して県の助成補助金があるのではないかとの質疑に対し、入力漏れの可能性があるため、確認して修正したものを提出するとの答弁がありました。この件について確認したところ、県と市の不育症助成事業には、所得要件の違いがあり、令和2年度の対象者は県の所得要件を満たしておらず、県の補助対象とならなかったため、財源は全て一般財源となります。よって、成果説明書の修正を行う旨の発言を訂正し、成果説明書の記載に誤りはなかったということで御確認願います。

委員会審査は限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。説明及び答弁は、自席で、着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。その際、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備を進めておいていただきたいと思います。

また、委員の皆様をお願いします。質疑は、行政全般あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものですので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようよろしくお願いします。それから、論点が違う場合を除いて、同じ質疑は極力避け、割愛するようにしてください。また、説明職員の方は、必要な場合を除いて、答弁を省略していただいて構いません。

それでは、市民生活部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

森本部長。

○森本市民生活部長 おはようございます。令和2年度の決算認定の審査に当たりまして、委員各位におかれましては連日の審査となっておりますが、本日、午前中の

市民生活部の令和2年度決算審査につきましてよろしくお願いいたします。

それでは、市民生活部所管の令和2年度決算及び事務事業の取組状況について、簡単ではございますが、概要の説明をさせていただきます。

市民生活部につきましては、まちづくり推進課、市民課、税務課、生活衛生課及び人権推進課の5課におきまして、地域づくり、公共交通、自治会、スポーツ活動、生涯学習、戸籍、住民登録、福祉医療、国民健康保険、税の賦課徴収、生活衛生、人権の推進啓発、男女共同参画の推進など、多くの市民の方と関わる部署であり、常に親切丁寧な対応に心がけ、市民サービスの向上に努めるとともに、各市民局とも連携しつつ、多くの市民とともに参画と協働のまちづくりを進めました。

まず、まちづくり推進課についてですが、生活交通対策として、路線バスの利用者について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大型バス、小型バスとも年間利用者は減少、前年度比4万9,634人の減少となりましたが、通勤や通学、また買い物など、日常生活を支える移動手段の確保に努めました。

協働のまちづくりの推進や市民主体のまちづくりの推進では、従来の支援事業を基に、地域おこし協力隊の活動支援や新たな隊員の確保など、地域と一体となった取組を進めました。

また、スポーツの振興につきましては、新型コロナウイルス感染予防の事情から、さつきマラソン大会、ロードレース大会などのイベントは中止となりましたが、体育協会を中心とする各種スポーツ活動の振興を図りました。東京2020オリンピック・パラリンピックの関連事業では、東京2020大会の1年延期に伴い、オリンピック聖火リレー、パラリンピック成果フェスティバルも1年延期となり、当初の計画の見直しが必要となりましたが、令和3年度の本場に向けた準備を着実に進めることができました。

次に市民課ですが、マイナンバーカードの交付に努め、令和2年度には4,841人への新規交付を行いました。令和3年3月末現在、交付者数は総数で1万913人、住民基本台帳の人口比に対する交付率につきましては29.23%でした。平成30年度から引き続き、土曜日、日曜日の特別開庁の実施、平日の勤務延長によります交付などによりまして、市民が申請しやすい環境を整え、普及の推進を図りました。

国民健康保険事業では、平成30年度から広域化によりまして、兵庫県との共同保険者として、それぞれの立場で健全な財政運営に努めているところでございます。令和2年度の決算では、当初、被保険者の税負担を抑制すべく6,000万円の基金繰入れを予定しておりましたが、税の収納率が上がったことなどにより、結果としま

して、2,800万円の基金繰入れとなりました。引き続き、医療費適正化に向けた取組と、税の収納率の向上を図ることによりまして、国民健康保険特別会計の健全な財政運営に努めてまいります。

次に税務課についてですが、公平、公正な課税と税の収納率向上に努め、兵庫県税務課からの指導や佐用町との併任人事協定による滞納整理の徴収強化や連携によりまして、知識と経験を重ね、滞納整理の徴収強化に努めた結果、市税、国保税とも収納率の向上につながりました。今後、コンビニ収納やクレジット収納の利用促進、また新たに導入予定しておりますスマホアプリ決済に向け、納税環境の整備を進め、納税者に対しまして市広報などで周知を図るとともに、さらに収納率の向上に向けた取組を検討しながら、今後においても公平、公正な課税と徴収に努めてまいります。

次に生活衛生課についてですが、宍粟市のごみ処理に関して、総合的かつ中長期的な視野に立って必要な施策を推進するための基本方針とする宍粟市一般廃棄物処理基本計画第2次中間見直しを令和2年度に策定しました。本計画によりまして、廃棄物の発生と排出を抑制し、さらにリサイクルの促進及び適正処理を図り、循環型社会の実現を目指します。自治会資源物再資源化推進事業では、令和2年度から資源物回収ステーションに排出された資源ごみ8品目を対象に、廃棄物の抑制と再資源化を目的に市内の業者に売却して、その売却益を連合自治会と各自治会に交付しました。今後においても、さらなる分別の徹底と推進を図り、ごみの減量化につなげるとともに、売却益の確保に努めてまいります。

次に人権推進課についてですが、人権推進、男女共同参画、消費者行政を一体的に所管し、まちづくり、人づくりを一体的に進めました。人権推進事業については、各種団体と連携した取組とともに、市民相談員を配置し、様々な市民相談に対応しました。人権啓発については、コロナ禍にあって事業実施の制約があったものの、実施方法を工夫し、若者フォーラムの開催、人権月間、人権週間には講演会や映画会を行い、また人権文化を進める学習会を開催し、市民一人一人の人権を尊重し、人権文化の息づくまちづくりの実現を目指した事業を展開しました。

男女共同参画の推進の取組につきましては、宍粟市では全ての人の人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目指し、国が示す男女共同参画社会基本法に基づきまして、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例を令和3年3月に制定いたしました。

消費者行政の推進の取組につきましては、宍粟市消費者生活センターによる相談

教育、啓発事業や宍粟市消費者協会と連携し、自立した消費者の育成に努め取り組みました。

以上、簡単ではございますが、市民生活部の令和2年度の決算及び事務事業の取組状況についての説明とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

通告のある委員から、事前打ち合わせのとおり順次質疑をお願いします。

まず、林委員。

○林委員 皆さん、おはようございます。今日、午前中の審査になりますけれども、よろしくお願いいたします。

私から何点か質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書13ページの市民税の関係でございます。宍粟市に住所がなく、家屋敷がある人に市民税が課税されると思うんですけども、その人の人数、それが何名あるのか、そのうちまた住んでおられなくて空き家になっている建物等の所有者、それが何名あるかお尋ねいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。御質問の、条文にあります市内に住所を有しない個人で、事務所、事業所または家屋敷を所有する方に係る市民税の均等割についての御質問なんですけども、この条文に該当します令和2年度の納税義務者や504名となっております。そのうち、家屋敷につきましては495名に課税しており、この家屋敷に課税する分につきましては、所有者等家族等が住まれている場合については課税しておりませんので、課税対象となります495名については、全て住家ではないといえますけれども、この中で別荘等に利用されている場合もありますので、空き家の所有者かどうかの状況は把握しておりませんので、御質問の空き家の所有者につきましては、今、分からない状況です。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 空き家には課税されていないということなんですね。分かりました。

続いてよろしいですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 すみません、空き家も含めて、現在住まわれていない分についての課税になりますので、この495名の中に空き家も含んでおるんですけども、その

空き家ではない別荘、何か月かごとに来られるような分も含んでおりますので、空き家だけという件数は把握していないということです。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 分かりました。

続けてよろしいですか。

○神吉委員長 はい、次のところへ行ってください。

○林委員 決算書の43ページなのですが、市税の滞納についての延滞金の収入が上がっておると思うんですけども、いろいろ努力されて、滞納税額の徴収をかなりされておられます。それで滞納を徴収するとき一緒に延滞金が納入されると思うんですけど、徴収税額に比べて延滞金が14.6%延滞金がかかると思うんですけども、それを掛けたらちょっと延滞金の額が少ないように思うんですけど、適正に計算されて徴収されておるんですか、それをちょっとお伺いいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。御質問の延滞金の計算についてなんですけれども、これにつきましては、納期限の翌日から完納となった日までで適正に計算はしております。しかしながら、収納につきましてはなんですけれども、滞納の早期解消ということで、早めに滞納者の方の本税のほうを回収していくという考えの下、本税優先で徴収を行っておりまして、差押えであったりとか、破産等で債務整理が行われた場合については同時に延滞金も徴収しておるんですけども、分納等で納めていただいている方については、まずは本税のほうからということで金額が少なくなっているかと思えます。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 現年課税分の徴収率を上げようということで、現年の徴収を優先されておるようなんですけど、そうしたら現年分は延滞金の計算に係る日数が少なくて金額が出てこんどと思うんですけども、長いこと滞納されている場合は、何年もたっていたら本税より延滞金のほうが高くなるような場合も出てくると思うんです。

そこでちょっとお伺いしたんですけども、その滞納税を徴収するとき、延滞金は取らんと本税だけを徴収すると、今言われたと思うんですけども、本税と一緒に延滞金を徴収しないと、延滞金の計算が後からややこしいことになると思うんですけど、同時に徴収せんと。そのときに徴収は遅れたとしても、納付書は延滞金はこれ

だけですよという納付書を渡しておかないと計算がややこしいと思うんですけども、延滞金が後からになる場合は納付書を渡しておられるんでしょうね。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。過年分が多く残っている方につきましては、多くの方が本税について分割納付ということをしている方が多いと思うんですけども、そういった方につきましては、本税のほうを優先と先ほど言ったんですけども、古い分に月の分納分を充てていっているんですが、その期別の分が完納になったら、その完納になった時点で納期限の翌日から起算しまして、延滞金が確定しますので、その滞納明細のほうには延滞金の額の確定した数字を書かれたものをお渡ししたりとかしてお知らせはしております。納付書のほうは、それを渡すことで翌月の分納分を延滞金に充てられますと、また本税のほうはその翌月には難しいということで遅れていくことになって、まだ完納となっていない分の本税について延滞金がまた増えていくというようなこともありますので、一応その本税が済んでからということにはなっているんですけども、ただ本来であれば延滞金も、おっしゃるとおり完納になった時点で納付書をお渡ししてということが公平性の観点からも正しいものだと思いますので、またこちらにつきましては、ほかの市債権のこともありますので、滞納整理検討部会のほうで検討しながら、市全体の方向性というのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 分かりました。計算がややこしいと思うんですけども、そこは適正に計算しておかないとまた後、差押えとかが出たときにまたややこしい問題も発生するおそれがあるので、きっちりしておいてほしいなと思います。

続いてよろしいですか。

○神吉委員長 次の事業、どうぞ。

○林委員 続いて、私ばかりが言って申し訳ないんですけども、主要施策の成果説明の44ページ、地域生活交通対策事業なんですけど、これは毎年いろいろと要望があったりして見直しをされておられると思うんです。運行回数とかダイヤ改正とかいろいろあると思うんですけども、今まで大型バスの平日の運行に比べて、土・日・祝日の運行が少ない、半分ぐらいになっているんですね。それでいろいろ学校とかの行事を行う場合に、午前中の便がないので何とかしてほしいというような要望がずっと出ておったと思うんです。それと、小型バスの運行については、利用が少な



いところを見直しするとか、それはずっと検討されてきておったと思うんですけども、この2点について、令和2年度では検討協議されたんですか、されていないんですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。令和2年度の関係でございます。大型バス、小型バスとも、事業者とは当然のことながら協議は行ってきております。先ほど学校との要望の関係、そういったこともお聞きしたりとかはしております。そういう中でございますが、現在、コロナ禍におきまして、バス事業者も経営上非常に難しいような状況にもなっております。そういった中で、市内の大型バス、小型バス運行の協議に当たっては、まず第一には、現状の便数を維持する方向ということを優先的にさせていただいております。また、午前とかいう部分、学生さんの都合等もいろいろあるかと思えます。トータルでの利用状況で、やはり利用が少ないところというものもバス事業者としてもトータルの部分では考えておられるところがございます。そういった状況で、令和2年度においては、大型バスの増便等については経営上非常に難しい状況があるというようなことをお聞きしております。

次に小型バスでございますが、実際に今利用されている方を中心に、要望等の調査を行いまして、バス停の新設でありますとか、ダイヤの変更などを行っております。そういう状況でございます。また利用の少ない一宮、北部地域の路線についての協議でございますが、そちらにつきましても続けておりまして、地元の自治会長さん方と協議を行ってきております。地域アンケート等も実施させていただいて、そういう地域の皆さんの声を拾い上げながら具体検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 分かりました。これで終わります。

○神吉委員長 同じ事業で、今井委員。

○今井委員 同じところで、前回も同じことを聞いたとは思いますが、また今年もちょっと確認させてください。

この一般財源として1億4,179万円入っていますが、そのうちの交付税措置、特別交付税だと思いたうんですけども、それは大体おおむね幾らぐらいなのかということ、それからそれがなくなったらこの事業はなかなか成り立たないと思いたうんですけど

ども、将来的な交付税の見通しについてお聞かせください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。成果説明書における一般財源は1億4,179万8,000円ということで上げさせていただいております。こちらの部分でございますが、80%が特別交付税の算定ルールになってございますので、1億1,343万8,000円と端数というようところが計算上の措置額ということになるかと思えます。したがって、差し引きした20%相当額の約2,800万円ちょっとですね、そちらが特別交付税措置を受けない一般財源という計算上の数値になります。

なお、交付税算定の基準という部分でございますが、現状、大きな見直しというところについては聞いてございません。現状もコロナとかでバス事業者さんも非常に苦しんでいる状況もある、そういった部分での支援制度かと思っております。そういう部分でこういった交付税の地方公共交通に関する部分の大きな見直しがない限りは、当面続くのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

同じ事業で、山下委員。

○山下委員 同じく、地域生活交通対策事業で質疑をさせていただきます。

令和2年度はバリアフリー対応車両は何両でありましたか。またその内容を教えてください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 バリアフリー対応の車両でございますが、段のないノンステップバスというものと、ワンステップで上がるバスということでございます。内容についてはそういうことでございます。

その車両なんですが、ノンステップバスが13台、そしてワンステップバスが6台、通常の車両が2台というようところで事業者からお聞きしているところでございます。

なお、車椅子でバスを利用される方についても、バス事業者の運転手さん等も状況を把握されることに注意されております。そういう路線には優先的にそういう車両を配車するとか、そういう細かな対応をされていると聞いているところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 障がいを持っておられる方が利用される場合、運転手さん等お一人で運転されているわけですが、その運転手さんが障がいを持っておられる人たちに対して、支援とか援助とかをされるような状態だったのでしょうか、令和2年度がどうだったか教えてください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 はい、やはり混雑状況とかいろいろあるかと思うんですが、できる限りそういった対象の方に寄り添った対応は配慮いただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 続いて同じ事業で、津田委員。

○津田委員 それでは同じところなんですけども、この事業で外出支援サービスやスクールバスとの連携協議、令和2年度はそういった協議をされたのか。あとこの事業の課題、利用者の部分でこの令和2年度の結果を見てどう捉えられているのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 外出支援サービス並びにスクールバス等の連携協議についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、外出支援サービス、スクールバス、担当部局がそれぞれございまして、横の連携という部分で情報共有が大事ななと思っております。そういった中で、公共交通を担当しております我々の部分につきましては、平成30年度より繁盛・三方地域との意見交換を進めてきているというような情報共有をしているところでございます。そういった中で、令和2年度も引き続き地域との意見交換をしていっております。今までの取組としましては、いろんな小型路線バスに代わる代替え交通というもののいろんな種類を御説明したりしながら進めてきたところなんですけど、そこにはスクールバスを使うとか、あるいは外出支援の方がどういう状況になっているかという意見のやりとりもしておりますので、そういった部分でのまず情報共有というところでいいますと、スクールバスを使って地区住民の方がそこに混乗していくという部分については、やはり子どもさんの車に乗り込むという部分については、抵抗があるという意見が多いのではないかと、そういった部分がございました。また、外出支援の部分でございしますが、地域ではかなりぎりぎりまで運転されている方が結構いらっしゃるようなところもお話に出ておりまして、そういう部分でいうと、運転がいよいよできなくなっていったときには、今も外出支援のほうに移行さ

れる方が多いという状況等がございます。そういった部分について、まずは情報共有したということがございます。

その上で、令和元年度から令和2年度にかけまして、そういういろいろな種類の代替え交通について検討する中で、いよいよ具体的にどういったものを考えていくかというところで、議会委員会のほうからもいろいろとございましたように、自家用の有償運送ということ、それから互助による仕組みというようなところを軸に比較検討を進めていく、そういった部分に令和2年度はたどり着いたというところがございます。

そういった部分で、課題としてはそれぞれ持っております。しかしながら、それぞれの制度の対象者等の違いがあることとか、特にスクールバス何かについては、そういった意見があることがございますので、そういったところも踏まえて、課題を整理しながら今後も地域との合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そしたら、その繁盛地区だけでの意見交換だけで、ほかの地域とのスクールバスとかの連携協議とかというのはまだ全くされていない状況なんですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼します。全くといたしますか、まず意見交換をしておりますのは、そういう三方地区、繁盛地区なんですけど、考え方としましては、やはり全市を対象とした全ての事業でございますので、そういう部分で、まず今の意見交換の中ではそういうようなところ。恐らくそういうスクールバスに一般市民が乗っていく事例なんかも全国的にあるわけなんですけど、そういった部分については、市民感情的な課題もあろうかと思いますが、それについても隅っこに置きながら、今現在、そういう自家用有償運送とか、そういう互助の仕組みとかいうものも視野に入れておりますので、そういう部分で連携調整、協議を今後も引き続きやっていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 同じところで、大畑委員、次お願いします。

○大畑委員 それでは私も同じところなんですけど、特に令和2年度の事業評価についてお伺いしたいと思うんですけども、市外の連絡、大型バス、それと小型バス路線、それぞれについて全体の評価、あるいは運行がどうだったのかということとか、市

の財政負担の状況とか、そういうことについてどのように評価されているのか、まずお伺いをいたします。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。事業評価でございます。平成27年再編後、初めて、しかも大幅に利用者が減少することになってしまいました。そういう中で、大型バスにつきましては、4万5,000人という大きな数字となっております。これを分析していく中で、例えば定期券の売上げがどうなのかとか、そういう部分でのところを確認しますと、やはり定期券の売上げも減少が見られたというところがございます。これはやはりコロナの影響で学校が一斉休校になったということで、学生さんの利用者数が減少したというところが非常に大きな原因ではないかと考えております。

また、完結路線ですね、小型バスにつきましても、約4,000人減少してございます。路線ごとに見ましても、ほぼ全ての路線で少しずつ減少している状況かなと思っております。これは利用者の方が外出を全般的に控えられた、そういう結果かなというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、新型コロナウイルスの影響が大きかった年度ではなかったかと思っております。

実績としましては、利用者の非常に大幅な減ということになったんですが、先ほど林委員さんの答弁でも申し上げましたとおり、基本的には現状維持という方向で調整をしましてまいりましたので、市の大きな財源を使わせていただいて、独自の補助をやっております。この結果、路線の減便をせずに運行できたというところは、市民の方の移動手段の確保、また一つは密を避けるということにもつながったというふうに考えております。

利用者数の部分でございますが、4万5,000人という大変大きな数字でございますが、毎日、通勤・通学される方が例えば500人だったと仮定しますと、一月30人掛ける2往復で、単純計算で約3万人の減ということになってこようかと思うんですが、そういう状況に今あるというところで、ここはポイントとしてはちょっと押さえる必要があるかなと思っております。

また評価につきましては、そういう部分で利用者の減はあったものの、減便をせずに何とか市民の皆さんの移動手段を確保できたというふうに評価しております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 状況は分かりました。

ちょっと細かいところの質問に入らせていただきたいんですけども、まず大型バスなんですけど、4万5,000人の落ち込みなんですけど、実際に今おっしゃった学校の一斉休校の影響というのは、これは年度の前半だったかなと思うんです。ゴールデンウィーク前後だったのかな。それから高齢者なんかは相当移動を控えられていたと思うんですが、宍粟の場合は11月から1月ぐらいが感染が非常に拡大した時期だったと思うんです。それぞれ月ごとにどういう状況だったのかというのはつかんでおられますか。利用状況について。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 月ごとという部分ではなく、まさしく今おっしゃっていただいたように、まず緊急事態宣言の4月、5月の状況、それからバス事業者さんも現状こういう苦しい状況で推移していますという部分で時折説明に上がられていましたので、そういう部分で、毎月というところではございませんが、そういう落ち込みという部分については、コロナの影響で緊急事態宣言であったりとか、外出の自粛要請が出たりとか、そういう部分で大きなあおりを受けたというふうに考えているところです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 何が言いたいかといいますと、本当にコロナの影響がどれだけあるかということと、それから利用自体が、そういう特殊要因を除いて、どうなのかということとを把握しておかないと、コロナは一時的な問題ではないわけですから、全体のこの事業自体がどういう推移をしているのかということをつかんでいく必要があるという、そういう意味で少し詳細に見たほうがいいんじゃないかなと私は思います。

令和2年度は減便がなかったということなんですけども、実際に運行経費が一定同じように前年度かかって、利用客が少ないと運賃収入ががたっと落ちますからね、市の持ち出しが増えると思うんです。運行欠損が増えてくるから、市の補助金が増えてくると思うんですけど、大型バスだけ見たら、令和元年度よりも減っているんですよ。市の補助金が570万円ほど。そこがちょっと理解できないんです。利用者が4万5,000人も減ったのに、市の持ち出しが減っているという、そこをちょっと説明いただきたい。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。確かに変動要素というものがいろいろございます。おっしゃったように、運賃収入は利用者の減によって減って

まいります。そういう中で、資料の48ページを見ていただきたいと思います。はい、そうです、追加請求で頂いております17番です。48ページのところに、おっしゃっていただいた比較の資料があるかと思えます。こういう部分でいいますと、ここで運賃収入とか国庫の補助金とか、大型バスのところを御覧いただきますと、営業外収入というところで、こちらの数字がちょっと伸びてございます。トータル的にいいますと、運賃収入が減って、国庫の補助金とその他の営業外の収入、ここには貨客混載、そういう部分でのものと、それから事業者が独自に努力した、いわゆるコロナの対策の費用等が入ってございます。こういった部分で、何とか収益を確保するところにも努めていただいたというところでございます。

トータルで見ますと、前年度と比較して、こちらは主要施策の資料を御覧いただきますと、決算の比較でいいますと、前年度比で340万円ほど増えているかなというふうに思っておりますが、ここには下のところの記述事業内容のところ、新型コロナウイルス感染症対策の経費等も入れておりますが、こういった経費も用いながら、事業者としては努力していただいた結果というふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。営業外収入ということでは、貨客混載の事業収入が増えてきたということですね。

それと、小型のほうなんですけども、小型も先ほど議論になっておりましたように、北部を中心に非常に利用が減ってきておまして、ここも運賃収入が大分減ってきているんですが、ここは市の持ち出しが増えていっているんですね。前年度対比でしますと667万円ほど増えております。この要因をちょっと教えてください。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。小型バスの部分でございますね。こちらにつきましても、やはり運賃収入が落ち込んだという部分が大きいかなと思っております。それと運行経費自体も努力はいただいておりますが、車両の修繕でありますとか、ちょっと劣化もしてまいりますし、それからガソリン代等の経費等もかかってございますので、そういった部分と利用者の落ち込みとか、そういう部分が大きいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。大畑委員。

○大畑委員 単純に利用者の落ち込みで市の補助金が667万円増えたという、そうい

う考えですか。車両にかかった経費とかもちろん、運行経費が膨れ上がっているというのがありますけども、その膨れ上がった分と、それから運賃収入が減った分で市の持ち出しが667万円になったという、増えたという、そういう計算でよろしいですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 考え方としてはそういうところが大きいのかなと思います。再度その辺はきちっと調べて、経過も含めて常任委員会等でその辺の分析なんかも報告はしていきたいと考えます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうなんです。特に小型のところは、いろいろお金をかけているのに成果が上がらないというところがあって、いろんな意見が出ていますから、もう少し細かく見ていっていただきたいなというふうに思います。

それと、特に小型バスの場合は、集落の沿線の人たちの移動を支えていく路線になっておりますが、その沿線人口の利用率が非常に低いというふうに見ているんですけども、路線によってはタクシーを走らせたほうがタクシーのほうが安いという路線も出てきているんですけども、一宮のほうは先ほどおっしゃったような有償運送とかいろんなことが検討されているということですが、ほかの地域についての検討というのはされているんでしょうか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 一宮の話とかでよく議論いただいております。波賀、千種につきましても利用状況がなかなか伸びていない。対象者数でいいますと、人口配分的には非常に少ない状況で面積が広いというところがございますので、今、一宮北部で考えていっております自家用有償運送でありますとか、あるいは互助の仕組みというものは、そういういわゆる条件不利な地形の地域においては、あるいは外出支援という部分にとりましても、そういう受け皿がきちっと機能することによって、そういう部分も含めた移動手段としての可能性を秘めていると思っておりますので、そういう部分では大きくは利用率がよいところと、そうじゃなくて、今申し上げたような、条件的に面積が広く、利用対象者がどうしても少ない地域については区分して考えるべきかなというふうに考えております。

○神吉委員長 それでは、次の事業へ移ります。

津田委員。



○津田委員 それでは成果説明書の46ページなんですけども、今回予算に対して執行率がほぼされているんですけど、これは例えば大会が今回ほとんど中止になっているんですけども、大会が通常どおり行われたとき、この予算内で賄っていたのかなと、そういう疑問だったんですけど、その辺をお聞かせいただいてもよろしいですか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 46ページの元気な宍粟の事業の関係でございます。こちらの部分につきましては、スポーツ全般の予算の中で、ラジオ体操でありますとか、ウォーキング、あるいはサッカー教室、カヌー教室、それからスポーツ審査の活動経費ということで上げております。そういう部分で大部分がといたしますと、スポーツ推進の部分については補助金を出させていただいて、そこで支部の活動、当然、スポーツイベント等は非常にやりにくかったんですが、このお金を使ってウォーキングコースの整備等をやっていただいております。それから、ラジオ体操なりウォーキングの部分については、一昨年と比較しましてちょっと整備が進みましたので予算はそんなに置いておりませんでしたので、そういう部分でいいますと、この大きな減額ではないんですが、持っていった予算でできていたというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、今井委員、お願いします。

○今井委員 ちょっと通告のあれと成果説明書が違っているんですけども、基本、この47ページのスポーツ活動・社会体育の部分の243万円の執行というのは、ここに書かれてあるようなところで、大会はできなかったけども、いろいろな経費がかかったという部分の執行ですよ、243万円の部分は。

それと、ついでにといいますか、そこにせっかく書かせてもらっておるので、スポーツ推進委員の報酬として221万円が決算書に上がっていますけども、ちょっとその辺の内訳、なぜこうなるのかというのだけ教えていただけますか。

○神吉委員長 今井委員、申し訳ない。通告と違うというのは何が違っていたんですか。

○今井委員 通告どおりです。

○神吉委員長 通告どおりですね。

小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 お答えいたします。スポーツ推進委員さんにつき

ましては、これはまず報酬のところでございますが、特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で、規定としましては年額6万円というところが規定されております。また、推進委員さんの規則がございまして、そちらで定数は45人以内ということになってございます。現状、40名をちょっと切るようなところで推移はしておるところでございますが、支出に当たりましては、例年、前期、後期に分けて、それぞれ6万円の半額を支出させていただいております。今回、ちょっと端数で6万円が割り切れないというところがあるんですが、こちらにつきましては、年度の途中で就任された委員さんがいらっしゃった関係で、これは月割りの計算をしまして、6万円ですが、就任された期間から割り戻すと、5万円の方が一人いらっしゃった、そういった関係で221万円というふうになってございます。

以上でございます。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

続いての事業、林委員。

○林委員 主要施策の52ページにある滞納税の徴収事業についてなんですけれども、部局資料の23ページに、そういう滞納税の徴収概要、フロー図があるわけなんですけれども、これは差押えまでもっていきこうと思ったら、法とか条例に定められたとおりの順番に手続を踏んでいかんとそこまで到達できないことになっていきますわね。まず督促をせんとあかんということが入り口なんですけれども、これは数年前に県のほうと一緒に滞納整理をされておったので、そのとおりでされておると思うんですけども、この23ページのとおりにやられておるのか、確認でございます。条例のとおりに行っているのかというのは。

それで、税の納入がない場合に、速やかに差押えを実施するというのを成果説明のところに書いてありますけれども、この手順どおりいったら、かなり日数というか、かかると思うんです。最速、速やかに手続を踏んでいったとして、どれぐらいの期間がかかりますか、その差押えまでいくのに。かなり日数が要ると思うんですけれども。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。委員がおっしゃるこの委員会資料、部局資料の23ページのフローのとおりでございますけれども、まず督促状を納期限後20日以内にといいことで、宍粟市においては20日で発送しているんですけども、そこから法令どおりにいきますと、10日経過すれば差押えが可能となります。ただし、督促状を発送しまして、財産調査等をする中で差押えする財産の調査を行ってまいりますので、

単純に納期限後約1か月でということにはなっておりません。その中で速やかにということ、できる限りの調査を行っていくんですけども、まず相談があって分納とかされている場合なんかについて、履行が止まりますと、差押え予告の催告書などを発送しまして、その催告書の発送と同時に財産調査であったりとか、自動車や不動産の所有状況などを並行して調査を行うことで、いよいよ催告書を送って何ら納付も、連絡も、相談もない場合について、差押えをするという判断をするときに、そこから調査を始めるというのではなくて、事前に調査を並行することで迅速に対応するというところで取り組んでおります。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 督促を発送して、それからすぐに差押えということにはならないと思うんですけども、督促の期限が来たら、今度は催告して、ずっといかれると思うんですけど、最終的に差押えということになると思うんですけども、最初に言ったように手順を踏んでおかないと差押えに至らんとするんです。古い滞納分とかは差押えできんやつがようけあると思うんです。それで手段としては時効の中断を続けていくということになると思うんですけども、それをやっていって徴収にかからんとあかんと思うんですけど、古い分について、ちゃんと時効、安易に不納欠損にならんように、時効の中断はされておるとするんですけども、それはちゃんとやっておられるんですね。どうですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 おっしゃるとおり、市税につきましては、5年間何もしなければ時効が完成してまいりますので、そういったことにはならないように、時効の中断のために分納誓約をいただいたり、また財産があれば差押えをしたりということで、法令どおりに時効の中断に努めております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 私も滞納の徴収に関わったことがあるんですけど、なかなか難しい問題があるんです。やっぱり本人と面談をして、足を運ぶのが一番効果がある方法なんですけども、今の職員体制でなかなかそこまでいけないと思うんです。なかなか人的に足りないところがあると思うんですけど、やっぱり訪問徴収、それが一番効果があると思うので、できる限り訪問して話を聞くというんですか、それをしたら、何回も行きよったら心優しくなって、しゃあないわ足代だけでも払おうかというような

ことになってくると思うんですね。滞納徴収は難しいと思うんですけども、手続を踏んで、法どおりにやっていただきたいと思っています。今までどおりにやってもらっておったらいと思うんですけど、その確認でございました。

○神吉委員長 同じ事業で、山下委員。

○山下委員 それでは、同じ滞納税徴収事業について質疑をさせていただきます。令和2年度、差押えを実施する前に相談の体制人員には健康福祉部の専門職も参加していたのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。差押えを実施するに当たりまして、健康福祉部の専門職の参加をお願いすることはございません。その差押えに至る前の段階で、納税相談を受ける際に、滞納者の方の生活状況を聞き取ったりする中で、その状況によっては生活自立支援の事業担当部署へ案内するようなことで連携のほうは行っておりますので、差押えする際には税務課内で財産調査を行って、差押えを実施することで困窮に陥ると判断した場合については、差押えの実施はいたしておりません。以上です。

○神吉委員長 よろしいか。山下委員。

○山下委員 困窮に陥るということでは、令和2年度差押えの実施をしていないということで、やはり表面上では分からない、その方の特性上の生きづらさの判断で滞納に至ったというような場合、やはり福祉関係の専門職の援助等が必要であるというようなお考えは持っておられるというように理解してよろしいですか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 税の滞納につきまして、徴収するということが大前提なんですけれども、やはりどうしても収入であったりとか、生活の上で非常に困難であるという場合もあります。そういった場合については法令でそういった方について徴収が困難な場合は執行停止とかいう緩和措置もございますので、その前段で連携を取りながら、困窮に陥るといった判断をした場合には、そういった財産の調査の中で財産がないと判断した場合には差押えなどを行わないようにはしております。

以上です。

○神吉委員長 続いて同じところで、津田委員。

○津田委員 私も同じ滞納税徴収のところなんですけど、私もこれは本当に、この事業自体、何で滞納している人のために税金を使ってまた回収に行くんだろみたいな変な思いもあるんですけども、いろんな地域を見ていたら、初期滞納だけじゃ

ないですけど、滞納者に対して初動の部分を例えば民間委託されている自治体とかも結構増えてきていると思うんですけど、やはり限られた人員で皆さんやられていますので、そういったことを検討されて、徴収率アップのそういう検討をされたのか。

あと令和元年から推移していったって、その滞納者の数ですね、数的な部分はどう推移しているのかなと、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 まず最初に初期滞納者への民間委託の検討についてなんですけども、こちらにつきましては、私のほうもホームページとかで、先行で実施されている市町村について、状況等を調査したりするわけなんですけども、やはり主に現年分の催告業務を委託されているケースが多いかと思っております。宍粟市につきましても、この現年分の催告業務におきまして、そういった民間委託をすることのメリットであったり、デメリットであったりの検証を行いながら、委託することが可能かどうかといった検討は進めております。その中で、まず現年の催告業務ということになってくるんですけども、電話や文書による自主納付の呼びかけであったり、口座振替の案内であったり、また催告書や納付書の作成や発送、電話による問合せというのが、大きな都市では委託されている内容であったと思っております。

その中で、やはり小さな市町におきましては、そういった委託をすると大きな経費がかかってくるということもありまして、小さな市町ではコンピューター音声による自動電話催告のみを行っているような市町村もあって、そういった中で、この宍粟市におきましては、その委託業務を続けていくということで費用と、またそういった徴収効果等を比較して検討しているところでございます。

続きまして、滞納者数の推移なんですけれども、直近5年間の数値を報告させていただきます。まず平成28年度なんですけれども、全体の滞納者が2,232名、うち現年分のみの滞納者が715名でございます。次に平成29年度につきましては、2,102名、うち現年分のみが614名となっております。次に平成30年度なんですけれども、2,069名の滞納者で、うち現年のみが635名、令和元年度が1,990名で、うち現年分が682名、そしてこの令和2年度につきましては、1,714名の滞納者で、現年分のみが471名ということで、毎年滞納者の数は減ってきておる状況です。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。滞納者には結構高額な人間が残っているのかなと思った

りもするんですけども、一応そういう検討もされているのであれば、ぜひ限られた人員の中でやられていますので、またそういったことをいろいろ考えていただいてやっていていただければと思います。

以上です。

○神吉委員長 同じ事業で、大畑委員。

○大畑委員 私も滞納税徴収事業についてなんですけども、事前質疑に出しておりました徴収率は幾らかというのは、これは資料を出していただいておりますので、委員会資料の22ページで把握できました。

頑張っているということで評価をしたいと思いますが、毎年、個人住民税とか固定資産税とか、税ごとに県下の状況が公表されております。それでそれぞれ頑張っているんですけども、県の平均の徴収率からいったらどの辺の位置にあるのか、そのあたりをまず1点お伺いしたい。

それから、佐用町との併任協定とか、いわゆる県のスタッフとの連携でいろいろ成果を上げておられるんだろうと思うんですが、令和2年度はコロナの関係で実際に動きづらかったと思いますが、しかしそういう中でもどういう取組をされたのか、少し成果をお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼いたします。まずこの県の平均についてなんですけれども、毎年10月頃に県のほうから資料が来ておまして、今現時点では資料の公表がされておきませんので、個別の徴収率の比較であったり、平均については分からないんですが、他市が調査した市税全体の徴収率につきましては、県下29市の資料を頂いておりますので、そちらのほうでは現年分の平均徴収率は県下29市で98.6%ということになっております。これに対しまして宍粟市のほうは98.87%ということで、29市の中でも10位の徴収率ということになっております。

しかしながら、今回のこの徴収率につきましては、宍粟市も当然ここ数年毎年増加している状況ではあるんですけども、やっぱり都市部においてはコロナ感染症による影響で徴収猶予とかの申請が多分多かったと思うので、そういった部分が現年の徴収率が減って、滞繰りのほうに回ったのではないかなと考えておりますので、この10位という状況に甘んじることなく、今後も徴収率向上に向けた取組の強化には努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、佐用町との併任、また県税との連携による成果についてなんですけれども、おっしゃるように、令和2年度につきましては、コロナウイルス感染症

防止のために、相互に応援してでの居宅への搜索といったようなことは感染拡大につながるということから、佐用町で1件のみ宍粟のほうからも応援に行って、搜索を行ったというような実績となっております。

しかしながら、この令和2年度におきましても、佐用町であったり、また県のほうとは、ちょっとコロナで来庁がなかった月もあるんですけども、6回ほど県の税務課のほうに来られて、滞納の状況のリストを提出しまして、そういった困難案件であったりとか、また進捗管理のほうについて御指導をいただいたりしながら、令和2年度は滞納整理のほうを進めておりました。また、佐用町ともいろいろそういった搜索以外の財産調査であったりの情報交換を行う中で、職員のスキルアップが図られたのではないかなと考えております。

今年度につきましては、県下でほかの市町におきましても、併任人事協定を提携されたところもございますので、そういったところも県の税務課を介しまして、情報交換をしながら相互に徴収率の向上に努めていけたらなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。

あともう一点だけお伺いしたいんですが、前々から言っていることなんですけども、多重債務で苦しんでおられる方が結構あるというふうに思っています。これは消費生活センターですとか、あるいは司法書士さんとか、そういうところと連携して、その方の徴収というよりも、生活再建ということを通じて税の徴収につなげていくというような取組がどこでもされておりますけど、宍粟市の場合はそういう取組というのはされているのでしょうか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 司法書士さんとかには直接そういった連携をしての取組はしてないんですけども、納税相談の中でほかに債務があるであったりとかいう場合につきましては、そういった消費者生活センターのほうに案内したりとかといったことはしておりますけれども、いろんな意味での協定を結んだりとか、連携したりとかということについては、今はできていないので、今後また検討していきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 続いて次の事業です。津田委員。

○津田委員 主要施策の53ページの自治会資源物再資源化推進事業です。今回、リサ

イクル活動が令和2年度は中止になっていますので、もっと本当だったら回収量が増えてもおかしくないなと考えているんですけども、この結果をどう受け止められているのか。この全体で令和元年と対比して、そのリサイクルも併せた対比の部分でどれぐらいの増減があったのか、その辺をお聞かせください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 コロナ禍により集団回収が中止になるなど、PTA等が取り組むリサイクル活動の減少により、各家庭の資源物が資源物回収ステーションへ搬入すると考えますが、集団回収で回収されなかった資源物全てが資源物回収ステーションへ搬入されたわけではなく、各家庭でそのまま保管されているものか、民間業者が設置する回収ボックスへ搬入されたものと考えます。

自治会の資源物回収ステーション、民間回収ボックスのどちらにせよ、ごみと資源物を分別し、資源物とリサイクルされていることから、令和2年度のごみ総排出量はまだ公表されていませんが、このリサイクル集団回収による減以上に減少しており、排出の抑制がされていると感じております。

2点目につきましてお答えします。自治会資源物再資源化推進事業の令和元年度と令和2年度の比較におきましては、5万2,233キログラムが増となっております。それとリサイクル集団回収の比較によりますと、令和元年度と令和2年度と比較しまして、リサイクルのほうが343トン下がっております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 そうすると、これは例えば令和元年と令和2年度を対比したときに、これは総量でいったら増えているということですか。リサイクルと資源物回収、自治会の分と併せたら増えているんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 資源物も排出量に含みますので、下がっています。約300トン下がっております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 せっかく市として自治会の資源物回収ステーションに設置しているものが、先ほどの答弁の中で、民間に流れたりとか、そういう話をされていましたが、やはりその部分ですね。やっぱりもっとここへ出してもらうような推進の部分をもっと進めないといけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺は改善とか、何



か考えられたことはあるのでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 確かにこの300トン分につきましては、どこにいったか本当のことを言うと不明なんです。民間のところに流れていたり、先ほども言いましたように、書籍とか服とかだったら自宅に持っとしてやと思われるんです。その点も含めまして、先ほど津田委員が言ったように、資源物回収ステーションのほうにいくように検討してまいります。

以上です。

○神吉委員長 同じ事業で、大畑委員。

○大畑委員 ちょっと私は視点が違うんですけども、この自治会資源物の再資源化事業を導入するに当たって、2018年4月から資源物回収ステーションというのを各自治会に1個ないし2個とかという形で設置していったんですが、当時、議会でもいろいろ問題になりましたが、回収ステーションの設置に8,000万円ほどの巨額が投じられました。そのときの説明として、従来のステーションよりも828か所ステーションの数が減っていくので、収集運搬業務等の節約ができるということで、それらが大体900万円、あとごみ袋とかそういうものを新たに作る必要がないのでそれで100万円、年間1,000万円ずつ節約できるので、8年間でその投資額については回収できるという説明がございました。ちょっと前置きが長くなりましたけども、そういう説明どおり、今実績として進んでいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 先ほどの御質問にお答えします。令和2年度の実績を申し上げますと、資源物を市内の買い取り業者へ売り渡すことにより、運搬距離が減少し、運搬費が約928万円削減されています。資源物の売却益としてにしはりまクリーンセンターへ搬入した場合の売却益が受けられないことにより、約416万円の減収になりますが、資源物再資源化事業として、売却益が約140万円となっております。このことから、差引きで652万円が資源物再資源化事業により回収できていると考えています。なお、市内循環の売却益につきましては、翌年度に各自治会へ交付することになりますが、ごみ減量化、資源物の再資源化の推進として交付していることから、投資の回収量として見込んでおります。

また、資源物をにしはりまクリーンセンターへ搬入しないことによる分担金の業務経費に係る総重量割の経費負担が軽減されることとなり、自治会資源物再資源化事業として併せますと、1,000万円以上の回収ができております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 今聞いていますと、これまでのそのとおりの説明とは内容が変わっているけど、節約はできているということのようですけども、少しまた委員会か何かにかそういう資料提供をいただけたらありがたいので、委員長、取り計らいをよろしくお願いします。

○神吉委員長 分かりました。以上でよろしいか。

それでは、次の事業です。津田委員。

○津田委員 続きまして、ごみの収集運搬事業についてです。以前から生ごみの再資源化についていろいろと議論されていましたが、そういう協議、研究が部局の中で令和2年度でされたのか、その辺りをお聞かせください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 これまでで委員会でも報告していますとおり、宍粟クリーンセンターのし尿処理施設の更新と合わせて、再資源化については検討させていただきたいと考えております。

また、市内の家庭ごみはにしはりまクリーンセンターで処理することとしておりますので、今後、他市町の動向と合わせて検討してまいりたいと考えております。

民間企業の取組につきましては、申し入れ以降、進捗はございませんが、市が協力できる部分は協力していきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、特に令和2年度でこういう取組をしようとか、そういう新たなことは全く協議はされていないということですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 協議をしていないことはないんですけども、まず新しく作るに對して幾らかかるか、約なんですけど、幾らかかるかということとかの多少の検討はしております。

○神吉委員長 それでは同じところで、大畑委員。

○大畑委員 私はごみ処理の全般の経費とかについて、どのような事業評価をされているのかということとか、かかる経費は相当増えていっていますので、ごみは減っていているけども、経費は増えているという矛盾を起こしておりますから、経費の節約の工夫、どんなものをされているのかをお伺いしたいと思います。

資料は部局から出していただいております28ページから30ページ、それから33、34ページ、この辺りでいきたいと思うんですが、まずごみを集めていただく、収集いただくのに1億6,600万円ほどの経費がかかっております。それから中間処理、いわゆるにしはりまクリーンセンター、そこの負担金が約5億7,000万円かかっております。あと分からなかったんですが、最終処分場として千種の残渣処理にかかる経費もあると思いますから、こういうものを入れますと6億8,000万円とかそういうレベルの金額になるんじゃないかと思いますが、どのように事業評価されているかということ。それから経費節減の工夫、その辺りをお聞かせください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 ごみ収集に係る経費につきましては、年間を通じて収集運搬を行う経費を算出しており、経費削減のため、3か年の長期にわたる業務をしております。令和2年度は契約期間の3年目となり、令和元年10月に消費税の改正があったことから、前年度に比べ消費税の委託料が増額しております。にしはりまクリーンセンターにおける宍粟市の経費については、約5億6,000万円となっており、そのうち総務費が2,780万円、そして起債償還分が2億2,000万円と、合計で2億5,000万円が宍粟市に構成市町として、平等割と人口割で案分された経費となります。残りの約3億1,000万円については、中間処理等に係る経費となり、宍粟市の全体の約41.4%を負担しております。そして各家庭からのごみの発生を減らすことによりまして、宍粟市の負担割合が減少することから、生ごみの減量化対策や資源物の再資源化を推進しています。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 推進されているのは分かるんですけど、それでどのぐらいの成果があったかというのは分かりますか。

○神吉委員長 大畑委員、数字的な成果ですか。

田中課長。

○田中生活衛生課長 すみません、数字的なものはつかんでいないので、後でまた委員会のほうで説明させていただきます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 収集のほうは3か年契約によってという、それで経費の節減に努めるとおっしゃっているんですけど、毎回上がっていつているんですよ。だから節約につながっていついていないと思うんですね。これはごみが減っているのに、収集料が増

えるという矛盾は、ごみの量で委託料が決まっていない仕組みだからこうなっていると思うんですね。多分、ステーションの数とその運行距離とか、車両とかいろんな燃料代とか、いろんなことがかさんでいって増えていっているんだらうと思うんですけど、その辺、どういう工夫を今後されていくのかというあたりが見えてこないんですね。

それから、中間処理は確におっしゃったように、もう変えられない、起債とか、宍粟市に負担割合が決まっているものもありますけども、業務経費は持ち込み量を減らしていくことによって減らすことができると思うので、そういうものがやっぱりどのように各年度ごと節約していっているのかというのは、見える化していって、そしてそれを市民に分かるようにしていくことによって、市民もごみの減量化に努力をされていくというふうに思うんですね。そういう効果が見えないですから、市民も一生懸命分別をしたり、減量化に努められても、それが実感として伝わってこないという現実があるんだらうと思うので、その辺りを少し整理していただいて、PRに努めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 まず一番最初に、ごみの量なんですけども、設計に対してはごみの量が入って積算しております。3か年の契約なので同額となるんですけども、次に設計した場合には、人件費が上がって、それで設計額が増額したと思っております。

それともう一つなんですけども、この間近にごみの排出量が令和2年度の分が出てくると思うんです。それによりまして数字がつかめますので、PRしていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 森本部長。

○森本市民生活部次長 大畑委員のおっしゃるとおり、市民にごみの減量化、そういったものの協力をしていただいたものとか、そういったものについてはしっかり見える化する必要があるのではないかと私自身も考えております。

まず、先ほど言いましたように、経費的にどれぐらいかかって、節減することによりまして、またごみを減量することによりまして、この分負担金が減りましたよとかいうような形で、市民に訴える形で返していくというのが必要であろうかと思っておりますので、今後、私自身も今年の広報の中でそういったものをきっちり示すようにという形で、担当職員のほうにも支持をしておりますので、そういったと

ころも一度見せていきたいと思っております。

- 神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時35分まで休憩します。

午前10時24分休憩

---

午前10時35分再開

- 神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

次の事業に移ります。

今井委員、お願いします。

- 今井委員 今度はリサイクル資源集団回収というところですが。成果説明の56ページですけれども、先ほどからのごみの関連に全部関連してくるわけですが、それから部局資料のページ、27ページの部分ですが、前年度、令和元年から令和2年度に際しまして、27ページのところでも、紙類とかアルミ、ビン、そのあたりの回収量が本当に半減しているというところで、その原因ですね。先ほどからずっと言われています、コロナでいわゆる集団回収等が行われてこなかったという部分が多いかと思うんですけども、あと金額が低下しているのは、これは単価がめちゃくちゃ暴落しているとかというあたりかなとは思いますが、その辺りの減った原因と、単価の価格の低下の原因をもう一度整理していただきたいこと。

それから、やっぱりこの辺りはPTAとか子ども会とかで集めている場合なんかもそうですけれども、割と大きな資金源の一つになっていたと思うんですけど、その辺りに対しての今後の対応、その辺等々がありましたら言ってください。お願いします。

- 神吉委員長 田中課長。

- 田中生活衛生課長 失礼します。令和2年度にはコロナ禍において、密を避けることから集団回収を実施される団体が減少したことや、そして実施したとしても、当初の予定から時期が変更になるなど、例年と同様の活動が困難であったことから、回収量の低下が生じ、同様に交付した奨励金の額も減少しております。

そして単価のほうなんですけども、これにつきましては、要綱で定めていますので、同額、ずっと変わらない額となります。

以上です。

- 神吉委員長 今井委員。

- 今井委員 どこだったか、何か単価が載ってましたよね。資料の。25ページです

か。25ページが一番下のところですね。資源物の売却単価として載っていると思うんですけど。この辺、めっちゃ下がっていますけど、これの影響はどうなんですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 申し訳ありません。自治会資源物の再資源化事業が下がった原因としましては、有価物の品質低下による買取り価格の下落なんですけども、カン類とかであったら、ビンとかが混じることによってその製品の低下につながるという一つが原因と、それとコロナ禍による市場価格の影響があったと考えております。以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 この辺の単価はどうなんですか、長期的にもこのような安い値段がずっと続きそうな見通しですか。その辺りはどうですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 長期的なものか、コロナによります影響がありまして、服とかについては中国への流通があまりないので、価格が低下しております。

以上です。

○神吉委員長 世界的な事情もありますかね。

今井委員、よろしいですか。

続いて同じ事業で、大畑委員。

○大畑委員 今の続きになりますけど、25ページは資源物の売却単価ですよ。27ページが、ここに書いてある品目ごとの、例えば紙でキロ10円とかいうのは、これは奨励金の単価ですよ。ですから、売却単価はずっと減ってきてますけども、変動もある、減ってきているわね。しかし、市はこの奨励金額はずっと維持しているという解釈でいいわけでしょう。そこの考え方をちょっと教えてください。

○神吉委員長 山本次長。

○山本市民生活部次長 はい、議員がおっしゃるとおり、そのとおりで、補助要綱で補助金のほうは決めておりますので、おっしゃるとおりです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 やっぱり集団回収が資源リサイクルの一つの手段としてこれまで主要な柱だったけども、今は主要施策からずれてしまっているんやけども、もともとコロナだけじゃなくて、子どもの数、児童生徒の数が減ってきていることから、そのPTA活動自体もだんだん下がってきて、この集団回収自体も事業としては量が減ってきていると思うんですけども、ほかの自治体へ行きましたら、自治会がこういう

集団回収をやるとか、それからいろんなグループがやるとかという、そういう仕掛けがあるんですけども、宍粟市はP T A活動以外にそういう取組というのはなされていないのでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 令和2年度なんですけども、実績で言わせていただいたら、子ども会が2件ございまして、それと自治会が1件あります。令和元年度には子ども会が5件で、自治会が1件、リサイクルを実施しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これは自主的にされているんですか。それとも市がそういうふうに自治会長会やなんかでP Rしながら、リサイクル活動を進めてもらうように周知をされた結果としてこういう結果なのか、それをされずに自主的にこの数字なのか、その辺をちょっと教えてください。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 先ほど申し上げた件数の子ども会や自治会なんですけども、自主的にされておりまして、今後なんですけども、私どももこのリサイクル活動を自治会のほうでしていただきたいので、広く呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 リサイクル率を聞くのを忘れていました。まちづくり指標では、今年度、ごみ再資源化率、目標33.3%なんですけど、令和2年度のこの目標数値に対して、実績はどのぐらいになっておりますでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 申し訳ないんですけど、今、店頭回収のほうはまだ発表されていないので、全体のごみの数量がまだ把握できないので、それが出ましたら常任委員会のほうで報告させていただこうと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちなみに、その店頭回収を除いたところでの率は分かりませんか。まだつかんでいない。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 まだつかんでおりません。申し訳ありません。

○神吉委員長 続いて同じところで、八木委員。

○八木委員 私も同じところなんですけども、先ほど、大畑委員のほうから言われたので、今回のことに関しましては分かりました。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業で、同じく八木委員。

○八木委員 では続きまして私のほうからは、55ページの地域おこし協力隊事業に関してなんですけども、まず初めに、品目のほうで報酬とか工事費とか委託料、使用料とあるんですけども、地域おこし協力隊事業に関して、報酬というのはこれは給料か何かちょっと分からないんですけども、あと工事費、委託料というのはどういうことに使われているのか教えていただきたいと思います。

また、これまで卒業された方があると思うんですけども、令和2年度も含めて、何人の方が宍粟市に定住されて、宍粟市で企業を興されたのかお聞きします。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。こちらの主な事業の資料の部分で、報酬につきましては、おっしゃるとおり、地域おこし協力隊の隊員の給料ということになります。工事費につきましては、その隊員が着任する前に、空き家等を地元で探していただいて、そちらを工事する工事費と、それから委託料につきましては、その隊員が実際に入る地域の活動団体さん、こちらのほうで各隊員と調整をとりながら、地域の活性化も含めていろいろと活動をやったりとか、あるいは活動費の支出に際してもいろいろと調整をするとか、そういった格好で委託形式で地元の受け皿団体さんと委託契約を取り交わしてやっているような状況です。それから使用料につきましては、公用車ですね。隊員が活動するに当たっての公用車をリースでやっておりますし、それからパソコンについてもリース対応としております。その他については、もろもろの協力隊の本体の我々の担当のほうで持っておりますいろいろな予算等になってございます。

それで着任してからの、いわゆる卒業した隊員でございますが、令和2年度は隊員2名が卒業しておりますが、1名につきましては市内の有志で団体を、地域活性化に取り組む団体を立ち上げられております。そしてその団体さんはほかの地域活性化に取り組まれている団体さんを相互につなぐような活動をされております。もう1名につきましては、本人さんの御都合等もありまして、市外転出ということになっております。

それから、過去の隊員につきましては、起業家支援の補助金を活用して、市とし



て補助をして、活動している隊員が2名、それからもう1名は県版の協力隊ということで、千種町のほうで商店街活性化の取組に従事しているところでございます。以上でございます。

○神吉委員長 八木委員、よろしいか。

続いて次の事業です。垣口委員。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 若者の海外研修等支援事業について、少しだけお伺いします。当然、積立金以外の決算がなかったのは事業に対する希望者がなかったというのは分かりますが、なかった要因について、何かお考えになったんでしょうか。

それと、またこの事業自体が拡充になっておりますので、何をどのように拡充されたのか、また見直しをされたのか、分かればお教えいただきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 失礼をいたします。若者の海外研修等支援事業でございます。そもそもこの事業につきましては、平成23年度に市内の事業者さんから寄附金をいただきました。制度としてはそれを原資に始めております。寄附者の意向も確認する中で、市内の方で、いわゆる技術的に国内ではなかなか取得しにくい技術的なものを取っていただくようなことを条件としたりとか、そういった状況でございました。そういう中で非常に審査に当たってハードルが高かったような状況がございまして、令和元年度までにはあまり活用できていないという状況がございました。そういう中で、令和元年度に寄附者との調整、協議を重ねまして、その条件をちょっと緩和していこうと、そういった格好で、寝かせてしまっている状態では駄目なので、もっと拡充、使いやすいうようにしていこうということで、例えば、海外留学とかで単純に語学を習うだけではなく、いわゆる志を持ってそういったことにチャレンジする人がどんどん出てくるようにという方向で見直しをしております。

その結果、令和元年度の予算枠としましては1件50万円程度の予算枠を置いておいたわけですが、令和2年度は3件150万円の予算を措置したところでございます。そういった中で、御承知のとおり、コロナの状況で海外渡航の制限がかなり長期間ありました。ただこういった変更点につきましては、広報誌等を通じてPRもしておりましたので、そちらに対して相談を数件受け付けております。そういった状況で、興味は持たれて、その制度の改正内容等についても広報等を通じて一定知って

いただいた方も増えたのですが、残念ながら、事業としての執行はできなかったというところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 今、先ほど問合せや相談が幾らかあったとお聞きしたんですけど、それはやっぱり次年度というんですか、令和3年度に結びつくような相談があったんでしょうか。

以上。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 相談につきましても、実際に令和3年度の事業となりましたが、先般、認定審査のほうをクリアされた方が1件出てございます。それはまた令和3年度の決算の中で出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

○神吉委員長 同じところで、八木委員。

○八木委員 私も同じことを書かせていただいているんですけども、制度の見直しというのは先ほど聞きましてあれだったんですけども、この若者の海外研修ということで、年齢的には上の方って何歳ぐらいまでの方が一応対象になっているんでしょうか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 まず制度につきましては、能力研修と海外留学研修ということになってございます。そして能力研修につきましては、16歳以上65歳以下の者という規定にしてございます。それから、こちらの海外留学研修につきましては、市内在住宍粟市に住民票を有するということと、高校生または大学生というような形にさせていただいております。

なお、研修期間中には各種連絡調整がとれる国内の代理の方等との連絡ができるというようなことをしまして、その取組状況なんかも追跡である程度こちらが聞き取るというようなことも考えてございます。

以上でございます。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 先ほどの説明で、能力研修のほうですかね、65歳までという結構幅が広いんですけども、これはどういうことで、若者ではないと思うんですけども。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 事業名称で若者というところが冒頭でございますが、若者等ということで、これも寄附者の意向で、若者だけに限らず、ちょっと幅も広げていこうということで、市内でそういう取組に志を持ってチャレンジされる方を応援していこうということで、そういうふうな見直しになった経緯でございます。

○神吉委員長 次の事業です。林委員。

○林委員 これは毎年出ている話なんですけども、元気げんき大作戦事業、これはものすごい執行率が今年も悪うございます。それで前々から制度自体の見直しが必要じゃないかとか、もうちょっと使いやすい制度にしてほしいとかいう要望があったと思うんですけども、そういうことに問題があると思うんですけども、この制度的に見直しを検討されたかどうか。されてないですか、されましたか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 こちらの元気げんき大作戦の執行の状況につきましては、議会のほうからもたびたび御意見等を頂戴しているところでございます。こちらの部分については、令和2年度、スタートアップ事業というものを新たに作りました。この事業はどのようなものかといいますと、やはり審査をするに当たって、例えば、この補助金を使われる団体さんが一定継続して取組がきちっとできるかどうかとか、あるいはプレゼンテーションとかそういった部分に非常にハードルを高く感じられる方がたくさんおられたように承知しております。そういったことを改善するために、いわゆるお試しで1年間は企画構想段階とかも含めて相談を受けながら、一旦チャレンジしていただくと、そういう取組を創設してございます。ということで、新たに取組んでいこうという意欲を向上していただいて、前向きに本申請のほうに持って行っていただくというようなことをやっております。そういう中で、そういうPRもやっていった結果、スタートアップは令和2年度は2件使っていただいております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。林委員。

○林委員 そういうことで検討されておるんだったらよろしいんですけども、同じ制度だたらもう今までどおりになるので、分かりました。

○神吉委員長 次に行きます。大畑委員。

○大畑委員 休憩に入る前に1点、ごみの収集関係で質疑を忘れておりましたので、ここでさせていただこうと思うんですが。

○神吉委員長 どうぞ。

○大畑委員 コロナ禍で収集運搬業務に従事されている方々は大変だったというふうに思うんですが、コロナの感染防止対策としてどのようなことを行われたのかお伺いいたします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 失礼します。直営の収集班のみならず、委託業者へのマスクや消毒液等の衛生対策品の交付を行い、市民の生活の安定を守るべく、収集業務の継続を維持できるように対応しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 マスクと消毒液のみの提供ですか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 それとなんですけども、今月の広報に出ておるんですけども、使用済みのマスクやティッシュを捨てる場合には、別のビニール袋に入れてもらえるように市民に周知しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そうですね、どんな感染対策が必要なのかというのは、僕は専門ではないのでよく分かりませんが、やっぱり一番リスクを伴う作業をされておりますので、十分お願いしたいと思います。

その問題は結構です。

次に、委託料のところ、部局資料の1ページに、指定管理のが出てくるんですが、スポニクの指定管理について、補正されておったら私の間違いなんですけども、予算額と比較したんですが、予算額が4,080万円だったと思うんですが、この委託料はそれを上回っているというふうに思うんですけども、間違いはないんでしょうかということ。

それからこれまでもずっと議論がありました温水プール、ここと千種のプールの熱源として、いわゆるバイオマスの利用促進をということはずっと言われておりましたが、その辺りの使用の割合はどうなっているのかお伺いいたします。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 まずスポニクパーク一宮の指定管理料のところでございます。議員御指摘のとおり、予算措置としましては4,080万円ということ

で間違いございません。そちらに対しまして、88万6,000円の、これは予算流用の対応をさせていただいております。その理由については、今から御説明をさせていただきます。

その理由でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出によりまして、指定管理施設でありますスポニックパーク一宮も千種のB & G海洋センターもそれぞれ休館を余儀なくされております。この影響額につきましては、基本協定書、こちらに指定管理料の変更でありますとか、いわゆる天災等によって発生した費用の負担と、それから逆にそういう状況において一部の業務が実施できなかった場合の取扱いの規定がございます。こちらに従いまして、各指定管理者、これはスポニックパーク、千種の両方でございますが、指定管理料の増減調整の協議を行い、別に取り交わしております年度協定書の変更手続を経て、支出したことによるものでございます。

こちらでスポニックパーク一宮につきましては、増額分として、こちらは国の休業補償金を受け取っておられます。この確定がどうしても確認するのに3月の補正のタイミング以降になってしまったという部分も含めて、そこで精算した金額で88万5,062円を合算した4,168万5,062円ということで支出をしております。

逆に千種のB & Gプールにつきましては、光熱水費等の経常経費でございますが、こちらが休館によって逆に経費の抑制につながったということでございました。こういった部分についても、先ほどの協定書の規定で両社で協議をしまして、逆に41万1,155円を減額した3,098万8,845円ということで支出をしております。

なお、流用対応につきましては、こちらの千種の減額分とか、あるいは直営施設の山崎スポーツセンターとか、波賀B & Gプール、こちらの光熱水費等もちょっと余裕を見ておりましたので、そちらの金額等を流用させていただいたということでございます。

続きまして、温水プールの件でございます。こちらにつきましては、おっしゃるとおり、温水プールの千種の部分でございますが、熱源が木質バイオマスボイラーと重油ボイラーのいわゆる二重化ということでございます。そういう中で、千種B & G海洋センターの熱源の内訳ですが、令和2年度のペレットの使用料の目標を80トンということにしておりました。その中で購入実績につきましては、木質ペレットが53.95トンとなっております。それから重油についても1万500リットルということになっておりまして、こちらは指定管理者との協議の中で、おおむね80トンを使用目標としてやっていったところですが、先ほどの休館等とかの事情もござい

ますが、できるだけ使ってペレットを消費していくように調整をとっているところ  
でございます。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 千種はそうなんですけど、スポニックのほうのペレットの使用は分かり  
ませんか。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 一宮についてはペレットの使用はございません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 スポニックは全部化石燃料でやっているんですか。

○神吉委員長 石垣副課長。

○石垣まちづくり推進副課長 スポニックパークの温水プールの熱源については、電  
気のほうで賄うようにしております。全て。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 続けてよろしいですか。

○神吉委員長 続けて次の。

○大畑委員 次が国保事業についてお伺いしたいと思います。委員会資料の16と18ペ  
ージに関係する部分なんですけども、まず国保税収入が増えております。これにつ  
いて教えてくださいということ。

それから、第三者行為の調整とか、不当利得の返還金というのが出てくるんです  
が、この内容についてももう少し具体的に教えていただきたいと思います。

それと、データヘルス計画によって、この国保の健全な運営ということで取り組  
んでいただいているというように思いますが、そのデータヘルス計画の取組で歳入  
歳出にどう反映されていったのか、何か成果があったのか、その辺りをお伺いた  
いと思います。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 それでは、まず私のほうから国保税収入が前年比で約2,300万円の  
増になった要因について御説明させていただきます。この令和2年度につきまして  
は、県の運営方針に合わせるために、資産割を完全に廃止しまして、所得割と均等  
割と平等割の3方式にしたことから、所得割への税率の配分が増えたことに加えま  
して、令和2年度の所得割の元となります所得が令和元年中の収入に基づくもの  
ということで、コロナの影響を受けていないことから、対象者の総所得も前年と比べ

て若干増えたことによりまして、また賦課限度額も法の改正によりまして上がったことで調定が増えております。

それから取組としましては、口座振替の推進であったり、徴収率アップの取組によって徴収率も前年と比べて増加したことにより、収入額が増えております。

以上です。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 続いて二つ目の、第三者行為調整及び不当利得返還金の内容についてですが、第三者行為の内容は、交通事故、それとけんかなどによる暴力行為、他人の飼い犬によるかまれたなどのけが、こういう相手方に加害されたことによるけが等が内容となっております。相手方との調整については、国保連合会に委託しておりまして、その調整による返還金を受けております。

不当利得等返還金につきましては、医療機関等が不正により得た診療報酬の返還金や資格喪失後の受診による国保への負担が差異が出る部分についての返還金などがこれに当たっております。

次に、三つ目のデータヘルス計画に係る歳入歳出決算額への反映についてですが、歳入につきましては、データヘルス計画の実施状況が保険者努力支援制度の評価指標の一つとなっております。採点方式による交付金のため、このデータヘルス計画のみを捉えた金額の算出は困難ですが、部局の資料の16ページの歳入の県支出金の保険者努力支援、それとその下段にあります特別調整交付金の二つに分かれて、その部分の事業費が入ってきている状況です。歳出につきましては、保健福祉課も含めまして、重症化予防事業などに取り組んでいる啓発のチラシであったりとか郵送料などの事務費になっております。

次に、データヘルス計画の成果ということでございましたが、国保の健全な運営という面はもちろんあるんですけども、それには医療費の抑制という分野もありますが、それよりもデータに基づいて、健診や医療データを基にして、効果的に保険事業を運営し、被保険者の健康を守っていく、健康寿命を延伸していくという大きな目標がございます。成果については、いずれについても、この事業だけを捉えて成果を求めるといことはなかなか困難でありますので、これらの計画に基づいた事業も、一つ一つ取り組むという継続した取組が必要と考えております。

令和2年度においては、糖尿病と高血圧により重症化のおそれがある方で、医療機関未受診の方について、受診勧奨や保健師が関わりまして、医療機関へ受診を促しておりますが、資料の41ページに成果として記載しておるとおり、糖尿病で8名、

高血圧で7名の方が新たに医療機関を受診されております。なかなか成果につながるところが困難な事業ではあるんですが、保健福祉課とともに連携して努めていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 データヘルス計画の場合は、おっしゃるように、予防という側面が非常に強いかなと思うんですが、17ページの事業の実施状況の中で、特定健診の受診率とか、保健指導の実施率、これが目標と実績を見ますと少ないですが、この事業実施は国保の加入者のみの実施率をここに書いておられるのか、全体なのか、その辺分かりますか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 これは保健福祉課からデータを頂いているものでして、確か全体のものであったとは思いますが、この目標に対してという、目標は前年であったりとか、これまでの目標も踏まえつつ、少し高いところで目標設定を両課で検討して立てているところです。実績につきましては、やはり令和2年度はコロナの影響もありまして、健診を控える方もあったんじゃないかとかいうこと、あと健診の実施回数なども含めまして、保健福祉課、地域の保健福祉課も含めて、常にどのような形で実施するかということは考えておられますので、市民課からもそのようなところにも意見などを言わせてもらいながら考えていっているところです。

以上です。

○神吉委員長 次の事業で、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 続けてお願いします。部局資料の39ページにありますが、消費生活相談の一覧表、実施状況とか出していただいておりますが、市内で発生する消費者トラブルの解決で、令和2年度はどのような成果があったのかということについてお伺いしたいと思います。相談内容は言えないと思うので、どんなトラブルが多く発生していて、どういう解決をとっていかれたのかというようなことをお伺いしたいと思います。

それと、実際に相談だけでなく、消費者被害に遭われた方の未然防止であったりとか、被害の回収でありますとか、そういう被害に対して、トラブル被害に対してどの程度消費生活センターの努力によって解決を見たのか、そういうものがあったのかどうかをお伺いしたいと思います。



○神吉委員長 西田次長。

○西田市民生活部次長 失礼いたします。消費生活相談に関する御質問ですが、先ほどおっしゃっていただきましたように、消費生活センターに相談のありました消費トラブルは部局資料39ページにまとめているとおりです。下段にまとめておりますが、商品やサービスが何なのか、何の請求なのか分からない。あるいはまた身に覚えのない、いわゆる架空請求に関するものが最も多くなっています。次に、迷惑メールといわれるもので、サイト登録料の未払い通知であったり、簡単に稼げるというたい文句で誘導される副業サイトなどの相談が多くなっております。これらは、コロナ禍につけ込んだ悪質商法とも思われますが、コロナに関しては、マスクであったり、マスクを作る材料の送り付け商法なども、数多くはありませんが、相談がございました。

市民から相談のありました消費トラブルの解決に向けましては、自主解決に必要な情報提供や方法をアドバイスしたり、業者との間に入って両者の間がうまくいくように交渉、あっせんを行ったり、法律相談等のほかの機関を紹介するなどを行っておりますが、これらの取組によりまして、消費者被害の未然防止につながっておりますが、統計の資料からの回答になりますけども、消費生活相談の中で契約、購入等の金額が明確な相談のうち、被害を未然に防止できたものがクーリングオフの制度も含めて17件ございます。また被害の防止があり解決したものが19件となっております。また未然防止につながった救済金額として換算しますと、クーリングオフによります契約の申込みの撤回だったり、契約解除などによりまして1,580万円程度になると整理をしております。

以上でございます。

○神吉委員長 よろしいか。

続いて、大畑委員、お願いします。

○大畑委員 続いて44ページの不用額の件なんですけども、まず企画費で不用額1,000万円出ているんですけど、この節約、工夫というのはどういう内容なのか教えてください。

それから、障害者医療と乳幼児等の医療助成の医療費の減少ということなんですけど、この要因は何なのか教えていただきたいと思っております。

○神吉委員長 小河次長。

○小河次長兼まちづくり推進課長 私のほうからはまず企画費の御質問にお答えしたいと思います。44ページの最上段にあります不用額については1,014万8,100円とい

うことになってございます。このうちの957万9,100円ですが、先ほど来御質問いただいておりました地域生活交通対策事業の補助金の関係になってございます。こちらの部分につきましては、同じく部局資料の48ページ、先ほどの資料請求でいただいております17番の資料でございます。こちらを御覧いただきたいと思います。

こちらで網かけをしております下から二つ目の網かけの部分でございますが、こちらが先ほど申し上げた957万9,000円ということでございます。この補助金につきましては、運行経費からバス事業者が受け取る補助金等を差し引くというところで補助をしておるところでございます。そういった中で、ほかの御質問でもいただきましたが、現状の便数を減らすことなく運行していただきました。もっと補助金が出るのではないかとという心配もございました。

それとこの同じ資料のところ、営業外収入ということで600万6,000円が上がっているかと思えます。こちらですが、当初予算措置の段階では、バス事業者の見込みではこの数字が約250万程度で見えておりましたので、こちらについて、先ほどの答弁でもさせていただきましましたとおり、貨客混載事業がちょっと伸びたということと、バス事業者が独自に国県のコロナ対策の補助金等を申請して財源確保に努めていただいたというところで、理由にしましては、節約、工夫というようにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 失礼します。障害者医療及び乳幼児等医療費助成の不用額の理由についてですが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えによる医療費の減が主な要因と考えております。

厚生労働省がこのたび発表したところによりますと、令和2年度の医療費が減少していることについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えや、マスク、手洗いの定着で風邪やインフルエンザなど呼吸器系の疾患が減ったことが大きな要因として挙げられております。特に子どもの医療費は国全体で2割減となっていることについて、子どもはもともと呼吸器系疾患の割合が高く、その現象が受診低下につながったのではないかとという見解も出ておりました、本市においてもそのような状況があったものと考えられます。

また、医療費に係る予算積算については、前々年度の実績を基に、前年度の医療費状況も加味しながら、毎年苦慮して積算をしているところでございます。令和2年度におきましては、平成30年度の実績や令和2年度、執行中の状況を加味して

おりまして、令和元年度の状況を見ながら積算しておりまして、結果的には少し多く見積もっていたということも考えられますので、今後また予算の積算についても、様々な要因を捉えて、できるだけ近い数字が捉えられるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、はいどうぞ、大畑委員。

○大畑委員 次に、資料の3ページから9ページまでの随意契約のところは何点か御説明いただきたいんですが、まず3ページの千種のまちづくり事業で、黒土の歩道整備工事、遊歩道の整備工事に229万円ほどありますが、これの随意契約の理由を教えてください。

それからあと7ページの2号と6号ですね。これは地番図の修正業務と、それから固定資産土地評価更新業務、これらについての随意契約の理由を教えてください。

それから9ページ、これは業務委託なんですけども、16番のやつですね。これは合特法で1社、随意契約をされておるんですけども、これ1社のみが合特法の対象になっている理由。

それからほかは3か年契約と先ほどの説明でございましたが、これは1年契約になっておりますが、単年度契約になっている理由を教えてください。

○神吉委員長 井口副局長。

○井口千種市民局副局長 失礼します。私のほうからは、1点目の部局資料の3ページ5番の千種まちづくり事業、黒土の遊歩道整備工事の随契理由ということで説明させていただきます。本工事は、地元自治会が取り組まれております、針広混交林整備事業、森林整備事業ですけども、そこで作業道を整備されておりまして、その終点から遊歩道を整備する工事ということで、そこを工事してございました請負業者と随意契約をして実施したいと、ほかの業者では調整が困難だということで、地方自治法施行令の167条の2、1項2号に該当するということで、随意契約をして実施させていただきました。

以上です。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 続きまして、私のほうから7ページの地番図修正業務と固定資産土地評価更新業務の随意契約の理由について御説明させていただきます。この2点の地番図修正業務と固定資産土地評価更新業務につきましては、まず随意契約の2号と6号ということでさせてもらっておりますが、2号につきましては、性質または

目的が競争入札に適さないもの、6号につきましては、競争入札に付することが不利と認められるときとなっております、この2業務につきましては、既設のシステムとの密接な関係にある業務となっておりますので、これに伴い、他業者がそのシステムについての変更とかいうことにつきましては、目的としては適さないものと考えております。

また、入札に付した場合に、違う業者が落札した場合につきましては、既設のシステムへ他社の業者がデータを搭載することになるために、新たにテストであったり、検証作業が発生することになり、費用や時間もかかることから、限られた期間内に行わなければならない業務に支障を来すということで、不利が認められるということから、既設システム業者への随意契約としております。

以上です。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 合特法の関係ですけれども、合特法の対象者数は2業者になっております。委員会資料で8ページの3番目、それと9ページの16番目の業者となっております。そして、この資源物の収集につきましては、合特法の趣旨の沿うものとして随意契約を行う協議をしております、毎年、契約を更新することとしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 朱山課長がおっしゃったところは分かるんですけど、一旦その業者が入ってしまうと、もうずっとその業者じゃないと、機密事項も含めてそこが持ってしまうので、その随意契約の趣旨は分かるんですけども、入札に付すよりも有利だというのは価格面で一社独占になってしまうと、その価格が適正なのかどうかというところが分からないんですけども、そういう判断は何をもってされているんでしょうか。それをお伺いしたい。

それから、合特法の関係のもう一社の方はそのまま同じようにされていますよね、業務。し尿処理業務をされていますから、それは合特法の関係には当たらないと思うんですけども、その下水道整備によって本来の業務が失われたことによって別の仕事を確保していくという趣旨でこの合特法がありますけれども、なぜこれが1年なのかというのが分からないんです。ほかの業者は3年ですよ、収集業務は3年によって契約業務の単価を抑えるように努力しているんだとおっしゃった、でもこれは何で1年ずつやるのかというのはちょっと説明が矛盾していませんか。その2点

お願いします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 地番図修正業務と固定資産土地評価更新業務についてなんですけれども、これにつきましては、今、固定資産の宅地であったりの評価に関しましては、このアジア航測のシステムを使って各地形を計測したりしているんですけども、この業務について、地番図の修正ということで、分筆であったりとか、合筆が行われた際に反映したもので評価をするということになりますので、これについてそのシステムを使用して評価する関係上、ほかの入札に付すことで他業者が落として、そのシステムに合わせてくるというのはなかなか難しいんじゃないかということを経験して1点判断をしております。

併せて、土地評価更新業務につきましても、これにつきましては、評価替えが終わった後にそういった評価をする判断の中で、路線価であったりとかから宅地の評価をするんですけども、その補正率等をシステムにのっけて補正率を掛けた上で評価額を出していくということからも、このシステム上で動かしている関係で他社の計測したものをまたそこに合わせてくるというのについては、やはり調整であったりとか、価格についても相当のものがかからないと、今の既存のシステムには乗せられないという判断から随意契約としております。

以上です。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 先ほど大畑議員が言われたように、長期にわたる債務負担行為による契約と単年度の違いはございます。これにつきましては、し尿の収集運搬業務委託業務協議というのがありまして、その際に協議した結果、毎年の契約としております。

以上です。

○神吉委員長 続けて、田中課長。

○田中生活衛生課長 協議なので、相手さんがいることなので、その中で協議をした結果、長期の契約とならずに単年度となったということでもあります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その相手方があるんですけど、市がそっちのほうが有利だという判断をされたわけでしょう、単年度のほうが。もちろん相手方もありますけど、そこでお互いの利害が一致して単年度にしたほうが有利だというのは何でかなというのがよ

く分からないんです。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 単年度が有利、長期のほうが有利というわけじゃなくて、実質考えれば、単年度のほうが有利になってくるかなと思うんですけども、人件費が上がっていく関係で、しかしながら、協議した結果、どちらでしましようという中で単年度としたということです。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 単年度が有利だというのは、市にとって有利だということをおっしゃっているんですか。違うんですか。市にとって有利じゃなかったら単年度契約をする意味がないんじゃないかと思うんですけど、答弁できませんか。

○神吉委員長 この件。寺西副課長。

○寺西生活衛生副課長 失礼します。この合特法の随契の場合と、一般の競争入札の場合とケースが若干違うということで、一般の競争入札の場合は、車両の減価償却とか、単年度だけその業務をとってしまっても、次年度以降業務がなければ、車両の投資までしてから業務を受けるということがちょっと困難な場合もありますし、それは業者側にとってのメリット、行政側のメリットとしては、入札時の単価で3年間業務を委託できるということのメリットがあって、双方のメリットがあって3か年の業務委託契約をしておるんですけども、合特法の場合、2社ございまして、1社とは施設管理の随意契約、片方の今回の1社については、資源物の収集運搬という形で業務を二つ締結いたしまして、それぞれ令和5年度まで引き続き業務を行っていただくということが、期間を定めて協議をした結果、実質だから丸々5年間それを契約してしまえばいいんですけども、双方で協議した結果、向こうも年度が替わりますし、業務がどこまでできるか分からんというようなこともあって、単年度の契約の更新を望まれて、その協議した結果、市にとってはメリットがないんですけども、どうしても合特法の趣旨に沿った対応をしていかないけないということもあって、5年間の期間をもって、またその令和6年度以降の取扱いもまた業者と協議を重ねながら対応していきたいということで、顔を合わせる機会も含めて、単年度契約更新という形をとったものと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ行きます。国民健康保険事業で山下委員。

○山下委員 それでは資料を提出していただきました18ページの国民健康保険事業、これについての質疑をさせていただきたいと思います。その18ページに、令和2年度国民健康保険事業滞納額と保険証交付状況というのを見させてもらいまして、考えさせてもらったわけでありましたが、令和2年度、子どもに係る均等割の減免制度や保険税の引き下げは検討されたのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 この御質問の令和2年度に子どもに係る均等割の減免制度や保険料の引き下げは検討されたのかということについてなんですけども、まず制度的に令和4年度からは国、地方の取組としまして、未就学児童に対します均等割を2分の1に軽減する措置が導入されます。また、県の運営方針におきましても、子どもの均等割保険料の在り方について検討されておりました、高校生以下の子どもに対する均等割保険料につきましても、子育て世代へのより一層の負担軽減を図るために、制度の創設について要望されておる状況でございます。

保険税の引き下げにつきましても、将来的な保険料水準の統一を目指しまして、国保運営方針に基づいた国保制度の持続的で安定した運営に努めていくためにも、市町間格差の是正が図られておりますので、宍粟市として独自で保険税を引き下げるといような検討はいたしておりません。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほど、ほかの委員への説明のところ、国保税収入が前年比で約2,300万円の増になったと、その原因が資産割がなくなったということだったわけで、そういうようなことになってきますと、やはり若い世代の負担が令和2年度は増えたのではないかと考えますが、その辺りはいかがだったのでしょうか。

○神吉委員長 朱山課長。

○朱山税務課長 失礼します。先ほどの質問の中で、資産割がなくなったことについての説明はしたんですけども、この資産割がなくなることで、これまで収入が少ない方で固定資産をたくさん所有されている方については税負担に大変苦慮されていたんじゃないかと思っておるんですけども、その資産割がなくなって所得割に基づくものになったことで、担税力のある収入の多い方へ税額のほうが流れているのではないかと考えております。そういった所得の少ない、資産割のない方につきましても、これまでどおり、7割、5割、2割の軽減措置等もございまして、そういったほうで対策としては考えておるんですけども、こちらの保険税の引き下げで

あつたり、減免となつてきますと、そういった国保の件の運営方針とかにも基づくものになってきますので、相対的に考えていきたいなと考えております。

以上です。

○神吉委員長　それでは続いて、後期高齢者のところは山下委員です。

○山下委員　引き続きまして失礼いたします。資料請求させていただきました20ページです。後期高齢者医療事業についてです。この令和2年度後期高齢者医療滞納額と保険証交付状況、これを見ましても考えさせられました。令和2年度の保険料の引き下げは検討されたのかどうかお尋ねいたします。

○神吉委員長　中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長　後期高齢者医療保険料につきましては、兵庫県の後期高齢者医療広域連合が運営をしております、2か年の医療費予測や事業に係る経費を試算し、2年ごとに保険料率を見直し、決定をしているところです。

広域の検討段階におきましては、令和2年度、3年度の保険料率については、医療費実績の伸び率や診療報酬改定の影響などにより、一人当たり医療給付費が伸びていることや、人口減に伴い現役世代からの後期高齢者医療支援分の減額により、後期高齢者自体の負担割合が増えていること、また保険料均等割の暫定的な軽減措置が見直しされた年に当たることなどが保険料の増加の主な要因となっております。

改定時には、前年度の剰余金を充当するとともに、被保険者への大きな負担増とならないよう、兵庫県からの財政安定化基金からの充当も行われた上で、保険料増加抑制に努められ決定されております。ただ、将来にわたっての保険料抑制も視野に入れ財政運営を考えていく必要がありますので、令和2年度、3年度の保険料については、幾分増額した決定となっております。

以上です。

○神吉委員長　山下委員。

○山下委員　再質疑させていただきます。75歳以上の御高齢の方ということで、御病気になることも多いかと思ひます。そこで短期証交付ということになっておられる方が18人いらっしゃいます。医療にかからなければならないような状況になる場合が多いと思うのですが、どのような状況であるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○神吉委員長　中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長　委員がおっしゃいますとおり、医療にかかられる



方、高齢の方ですのでたくさんいらっしゃるかと思います。国保に比べまして高齢ということもありまして、短期証につきましては、その6か月証とか3か月証とかあるんですが、期限が来ましたら一応送らせていただくのを大前提にしております。その上で、納付についても御相談させてもらいたいという通知を送らせていただいて、証が切れることがないようにというような配慮はさせていただいているところ  
です。

以上です。

○神吉委員長 次、ごみ出し支援事業は山下委員、お願いします。

○山下委員 引き続きお願いいたします。これも資料を請求させていただきました35ページです。ごみ出し支援希望者に対する実施回数や利用状況ということで、現在のごみ出し支援は資源物回収ステーションへの搬出ということになっております。ここにも説明してござっております。それで利用状況を見てみますと、令和2年度3人、18回ということになっております。このようなところから考えても、自助、公助というような形で、代わりに搬出してもらえ  
る支援者が存在すれば、自助、公助という形になっているのではないかと。公助としての支援は行われているのかということ  
を質疑いたします。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 現在ですけれども、生活衛生課で取り組んでおります支援事業につきましては、資源物の排出に際して、排出箇所を制限したことによる支援制度であり、家庭ごみの搬出を支援する高齢者福祉や介護支援ではござい  
ませんが、より多くの方に利用いただき、ごみの減量化、再資源化に取り組んでいきたいと考えて  
おります。

そして、ごみ出しについてなんですけれども、地域包括センター事業の介護予防、生活支援サービス事業の活用により支援して  
いますので、高齢者福祉計画や地域包括センター事業の取組と調整しながら進めていきたいと考えて  
おります。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほど、高齢者の福祉事業との連携で、利用状況は少ないけれども、困っておられる方がないという  
ような形での説明ではなかったかなと思いますが、障がいのある方に対してはどのようになって  
おりますか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 今、私どもでやっております高齢者等資源物搬出支援事業なん

ですけれども、これにつきましては、障がい者のみで構成される世帯と、それと介護保険法の規定によるのみの世帯となっております。それにて回収ステーションのほうは、そういう障がい者の方を対象とした事業としております。

そしてこのごみ出し支援のほうなんですけれども、それについてはこの福祉関係のほうでやっておりますので、私どもは取組を調整しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 調整しながら進めてもらっているわけで、令和2年度は3人ということですが、調整しながら進めてもらっているわけで、福祉のほうで実際にこの資源物回収ごみステーションへ搬出していただいている方というのは何人になっておりますか。

○神吉委員長 分かりますか。田中課長。

○田中生活衛生課長 今から連携をして進めていくわけなんですけれども、私どもの仕事なんですけれども、私どもの仕事というよりも、私どもは高齢者等資源物排出支援事業の人数に対してが今3人ということでございます。そして福祉のほうでやっておられる事業につきましては、今のところ何人か把握はできておりません。

以上です。

○神吉委員長 山下委員、疑義を質疑してください。山下委員、どうぞ。

○山下委員 失礼しました。そしたら疑義を質疑させていただきたいと思います。

将来的な方向性といたしまして、可燃ごみとか不燃ごみ、粗大ごみ、容器プラ等についても、やはり独り暮らしの方とか、あるいは障がいをお持ちの方とかは、なかなか一般のごみステーションまで持っていくのが困難な方がおられます。ですから、その方たちについての支援策というのを考えていこうというような方向は令和2年度はあったのでしょうか。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 今、現状でなんですけれども、今さっき山下議員がおっしゃったような意見を私どもは聞いていないので、それを周りから聞いた中ででもあれば検討していこうかと思っております。

以上です。

○神吉委員長 要望があれば対応するということでよろしいか。

それでは、事前通告のあった質疑は終了しました。

この中で関連するところで質疑があれば、津田委員。

○津田委員 すみません、ごみ収集運搬のところで聞き忘れていました。令和2年度のごみの一人当たりの排出量がどれぐらいだったのか。令和2年度の一人当たりのごみの排出量。

○神吉委員長 田中課長。

○田中生活衛生課長 先ほど申し上げたんですけども、ごみに対する排出量は、まだ正確には出ておりません。私のほうが手元で調べたところなんですけど、これが概算になります。1万806トンとなります。ごめんなさい、排出量までは出ておるんですけども、一人当たりまでは申し訳ないなんですけど、出しておりません。すみません。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 こちらもまちづくり指標で目標値を定められていたので、どういう結果が出たのかなというので、それに対して令和元年から、やはりずっとここごみの排出量が増え続けていますので、それに向けての施策、どういう課題をもうけられたのか、どういう課題認識されているのか、その辺りを聞こうと思ったんですけど、じゃあ今の現時点ではそこまでに至っていないということですね。そういうことですね。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 私もそのごみの収集運搬のところで質問した際に、ちょっとまだ疑義が残っているんですけども、課長の答弁の中で、この委託料の積算の中にごみ量も反映しているというふうにおっしゃったんですね。そうすると、3年間同じ金額でいくわけなんですけども、この委託料の中にごみの増減が反映されないと思うんですけど、どういうふうにごみ量が委託料と関係してくるのか、もう一度説明をいただきたいんですけど。

○神吉委員長 寺西副課長。

○寺西生活衛生副課長 失礼します。ごみ量を反映しているといいますのは、各地区ごとに集める一日当たりのごみ量を、今回の場合ですと過去3年の平均から算出しまして、それで車一台当たりいっぱい積んで2トンであると、2トンの車でにしはりまクリーンセンターまで何回往復しなければならないのかということをもとに計算しておりますので、その日の値が仮に0.5トンであるとか、0.8トンであるとか、量が減少しても1回はにしはりまクリーンセンターに行かなければいけないという業務時間が発生しますし、それが仮に4トンでしたら2回、3トンでも2回というふ

うに運搬経費、回数が変わりますので、1回運搬で済むか、2回運搬が必要になるかというようなところを平均を求めて算出しておりますので、その辺りでごみ量を勘案して計算をしておるといところでございます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 理屈は分かりました。となりますと、ごみを減量してもあまり効果はないということ、委託料に跳ね返ることはないということやね。そこはにしはりまクリーンセンターの業務量のほうに影響するというふうに考えたらいいわけですね。

○神吉委員長 そのとおりですか。（「はい」の声）

よろしいか。

もう一点、中尾次長。

○中尾市民生活部次長兼市民課長 申し訳ありません。先の大畑委員からの国保事業に係る特定健診の率のことのお伺いがありましたが、全体としてだと思いうことでお答えさせてもらいましたが、ここに載せているのは国保事業ということでお願いいたします。

○神吉委員長 それでは、これをもちまして市民生活部の審査を終了いたします。

説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

続いて、1時まで休憩といたします。

午前 11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

○神吉委員長 皆さん、こんにちは。それでは休憩を解き、決算委員会を再開します。

限られた時間でありますので、的確な質疑を円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いいたします。説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。その際、マイクの先端が口元に向くように今のうちに準備をお願いいたします。

また、委員の皆様をお願いします。質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適

切な審査に努めていただきますようお願いいたします。それから、論点が違う場合を除いて、同じ質疑は極力避けて割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて、答弁を省略していただいて構いません。

それでは、教育部の審査を始めます。資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ、簡略に概要の説明をお願いします。

大谷部長。

○大谷教育部長 それでは、本日の教育部の審査よろしくお願いたします。

令和2年度の開始に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一斉学校休業の中で年度がスタートいたしました。これまでに経験のない一年となりました。

令和2年度の新たな動きとしましては、就学前の教育・保育では、4月、神戸幼稚園、一宮南保育所が前年度末に閉園となり、新たにはりま一宮こども園が開園いたしました。

また、社会教育の分野では、一宮、波賀、千種生涯学習事務所の事務を市長部局、市民局へ補助執行し、新たな組織体制で業務に当たりました。

それでは、令和2年度における主な、また特徴的な事業について説明をさせていただきます。

学校教育の分野では、5年間繰り延べしていた伊水・都多小学校区の学校規模適正化に向け、8月に地元協議を再開いたしました。地域の委員会において、令和4年4月新校開設を目標年次とする方向性が示され、令和3年度は葛沢地区協議会を設置し、各種協議を進めているところです。

小中一貫教育事業につきましては、令和元年度に策定した宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針に基づき、学校、保護者、地域の皆さんと検討を進め、令和3年4月併設型一貫校として一宮北学園がスタートしたところでございます。また、ソサエティ5.0時代に対応するため、令和5年度末までに児童生徒一人一台学習用タブレットを配置としていた国のGIGAスクール構想が、新型コロナウイルス感染症の拡大により前倒しになったことから、令和2年度末までに市内児童生徒一人一台の学習用端末を配備し、併せて校内において高速大容量の情報通信ネットワークの整備を行いました。

学校施設につきましては、令和元年度から4年度にかけて、校舎、体育館のトイ

レ洋式化を年次進めております。令和2年度には、神野小学校、山崎東中学校、波賀中学校を実施し、令和2年度末で洋式化率は78%となりました。

就学前の教育・保育では、山崎地区におけるこども園整備に向け、地権者や関係機関、地域との協議を進め、令和5年4月の開園に向け、令和3年度当初予算に用地代、土地整備費を計上したところでございます。

学校給食では、安全・安心な提供を常に最優先とし、地産地消率において、令和2年度も全国平均、令和元年度の数値となりますが、26.0%、兵庫県28.4%に比して70.6%と高い水準を維持しました。

社会教育の分野では、昭和62年開館で老朽化した山崎文化会館の屋根と外壁の改修工事を行い、適正な施設管理に向け、施設の長寿命化を図りました。

最後に、令和2年度については、教育の現場において新型コロナウイルス感染症対策が強く求められました。国県補助金や国の地方創生臨時交付金を積極的に活用し、市内の小中学校、保育所、幼稚園、こども園、学童保育所、あずかり保育所への対策備品や消毒液やマスク等の配備、トイレ等の手洗いの自動水栓への切替え、図書館等の社会教育施設におけるサーモグラフィや図書館返却ポストの設置など、感染防止対策を実施いたしました。

小中学校では、学習支援員を配置し、コロナ禍における学習支援を行い、スクールサポートスタッフの配置により学校施設の消毒実施、また臨時休校によって夏季休暇が短縮された場合を想定し、学校配膳室への空調設備の整備なども実施いたしました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生により、より一層学校園の意義が確認され、一方で、社会生活を維持するための保育所や学童保育所の役割の重要性が再認識された一年となりました。

以上、簡単ですが令和2年度教育部に係る主な取組について説明いたしました。

この後、繰越明許費について、次長より御説明申し上げます。

○神吉委員長 橋本次長。

○橋本教育部次長 それでは、私から繰越事業について説明をさせていただきます。令和元年度、完遂できなかった事業につきまして、令和2年度に繰越して執行しております。説明をさせていただきます。

教育部では、令和元年度から2年度への繰越事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業（保育所・こども園）、学校施設通信ネットワーク整備事業、学校施設営繕事業、新型コロナウイルス感染症対策事業（幼稚園）、文化会館改修事業につき

まして、繰越事業として事務執行を行い、感染症対策としての事業費や備品整備による感染症の対策、G I G Aスクール構想の実現に向けた情報通信ネットワークの環境整備、また文化施設の改修による適正管理を進めてまいりました。

また、令和2年度に予算化されました事業のうち、令和2年度中に完了できなかった事業につきましては、令和3年度に繰越して事業を執行しております。その事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業の幼稚園、小学校、中学校、小学校自動水栓整備事業、学校施設営繕事業、学校施設トイレ改修事業、中学校自動水栓事業、学校施設トイレ改修事業、新型コロナウイルス感染症の対策事業関連、また波賀城の施設公園の遊歩道の改修事業につきまして、令和3年度の事業として現在執行しております。

以上、簡単ではありますが、令和元年度から2年度に繰越して執行した事業、また令和2年度から3年度へ繰越して、現在執行している事業について説明をさせていただきました。

以上であります。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

通告のある委員から、事前打ち合わせのとおり順次質疑をお願いします。

まず、垣口委員、お願いします。

○垣口副委員長 決算書の191ページからありますICT活用事業改善事業について少し触れさせていただきます。多額の設備費や整備費が決算されておりますけども、これは先ほど部長のほうから説明がありましたように、全生徒へのタブレットの配布とインターネットのネットワーク環境が構築されたと考えていいのか。もしくは、まだ何か足りないものがあるのか。

それと、ICTスタッフも前に言われておりましたが、それも含め、既に学校内で授業などで稼働はあったのか、また実施できている段階に達しているのかを少しお聞きしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 昨年度実施しました学校におけるICT環境整備、いわゆるG I G Aスクール関連事業としましては、まず一つ目として、情報通信ネットワーク環境施設整備事業、二つ目として、G I G Aスクールサポーター配置業務、三つ目として、児童生徒の学習用パソコン等の機器類の購入の大きく三つとな

っております。

まず一つ目の情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、学校内のネットワーク整備とともに、市役所本庁や各市民局内に基幹となるネットワーク機器等を整備しております。

次に二つ目として、G I G Aスクールサポーター配置業務では、先ほど申しあげました、学校における情報通信ネットワーク整備の際の技術的な対応やトラブル等への対応を行い、ネットワーク環境施設整備の円滑な事業実施に資することができました。

最後に三つ目として、児童生徒の学習用パソコンの機器の購入についてですが、令和2年12月までに全ての機器の納入が完了しましたが、情報通信ネットワークの整備が令和3年3月までかかったことから、ネットワーク環境が必要である学習用パソコンの本格的な使用開始は本年度、令和3年度に入ってからとなっております。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 分かりました。その中で、やっぱり環境が整ったら、大切なのは先生方、またそれを指導される側の大変な御苦勞があると思うんですけども、そういうことを踏まえて、以下、G I G Aスクール構想、それからタブレットに関する質疑がありますので、私のほうは終わらせていただきますけども、宝の持ち腐れじゃないですけど、多額な費用をかけて設備されたものが無意味な使い方をされることなく、学校側の御指導のほうをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 次、進みます。

津田委員。

○津田委員 私も同じICTのところ、G I G Aスクールサポーターの業務委託についてなんですけども、この教職員へのサポート体制、この辺が令和2年度十分行われたのか。それを実施していく中で課題等がなかったのか、その辺りをお聞かせください。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 昨年度実施しましたG I G Aスクールサポーター配置業務は、教育委員会等が国の補助金を活用してサポーターを募集、配置し、学校における環境整備の初期対応等を行うものを目的とした文部科学省による補助事業でございます。



当市におきましても、この補助事業を活用しまして、小中学校におけるネットワーク環境施設整備事業に先立って、入札を経て、昨年度8月末に契約を締結し、同整備事業完了後の令和3年3月まで業務を行っております。

主な業務内容としましては、学校における情報通信ネットワーク整備の際の技術的な対応やトラブル等への対応となっており、ネットワーク環境施設整備の円滑な事業実施に資することができました。

なお、ネットワークや端末の本格的な供用開始は今年度、令和3年度からであり、教職員へのサポートについては、今年度より配置しておりますICT支援員が担っております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。今年度からが本格運用になると思うんですけど、特にじゃあ令和2年度中に、例えばその初期設定の部分とかで、先生方の研修等もあったと思うんです、その辺は特にある程度の初期段階としてはもう十分対応はできているということによろしいですか。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 年度末いっぱいまでネットワークの整備がかかりましたので、実際には3月末は先生方も忙しいので、研修等のタイミングは取れませんでした。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ行きます。山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策成果説明書の97ページ、児童生徒用タブレットパソコン整備事業について質疑をさせていただきます。

令和2年度に全ての児童生徒にタブレットパソコンが整備されましたが、今後の利用計画はどのように立てられていたのかということ伺います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 令和2年度に施設整備課のほうで設備については整備をいただきましたので、ここから学校教育のほうでICTの活用方法と今年度に行っている取組について御説明をさせていただきます。

今年度4月から学校教育課ではICT支援員を配置して、市内全小中学校で教職員への研修を当然行っております。これまでに学習支援ソフトや授業支援ソフトの活用についての研修を全小中学校で行いました。また、9月以降もタブレットの持

ち帰りや授業支援ソフトの活用による授業改善といった研修についても随時行っているところです。

また実際にそのタブレットの活用については、学校の規模であったり、子どもたちの発達段階によってまだ差はありますが、当然進めています。まず一つは、学校においてタブレットを使って、学習支援ソフトでの学習を進める。それから発達段階において、例えば中学生であったり、小学校の高学年においては、当然持って帰って活用するといったことも、子どもたちの発達段階からもできていきますので、学校の中でまずどこかの学年、大きい学年がまず持って帰って、タブレットを学校で使うだけでなく家庭での学習でも使う、プラス、家庭に持ち帰って、学校とのオンラインでつながって、先生方とつながるといった、オンラインでつながるといふことの実践も発達段階において少しずつ、各学校において、全小中学校において実施をしていただいております。また9月以降も、2学期中に必ず、これについては全員が、全児童生徒が短期間ですが、タブレットを持ち帰ってタブレット学習を進めるとか、それから学校の教員と家庭をつないだオンラインでの活動を行うということにしております。そして冬休みには、全児童生徒が持ち帰って、学習支援ソフトを活用したり、それから学校の教員とオンラインでつながってオンライン登校日といったことを実施することで、学校での活用というのが本来大きな目的であります。このコロナ禍においては、そういったオンラインでの活用も準備を進めていく必要があるということで、現在、2学期、何とかそういった状況にたどり着けるように家庭と連携しながら、各学校が取り組んでおるところです。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 御説明を受けまして、大体分かったわけではありますが、タブレットパソコンによるいじめ問題、そういったようなことも社会問題化されつつあるというように聞いておりますが、それに対する対応はいかがなものでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 いじめの対応については、当然これまでもいじめ問題の中でSNSを活用したようないじめ事案というのはかなり増えているという報告もさせていただいているところですが、当然、そういったことへの対応も行っています。各学校において、子どもたちにSNSの使い方であったり、今回、タブレットを子どもたち一人一人が持ちますので、その活用でのルール、そういったことについての確認であったり、説明、学習の機会は必ず持つようにしております。

また、家庭に持ち帰ってということも含めて、保護者に対してもSNSの使い方も含めて、子どもたちの見守り、そういったことも含めて支援をすることが必要でありますので、保護者を交えた研修会の実施といったことを学校で実施されているところもあります。そういった取組を通じて、このタブレット活用によるいじめの問題が起こらないように、学校としても精いっぱい取組を進めていただいているところです。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。津田委員。

○津田委員 続きまして、小・中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業についてです。この事業、まず1点目が随意契約になった理由と、2点目にこの整備費の2分の1は国の補助だったと思うんですけど、その辺りのことをお聞かせください。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、令和元年度3月補正に予算計上の上、全額を明許繰越し、令和2年度6月補正の予算計上した端末設定費と併せて予算執行しております。

事業実施に際しては、専門的知見が乏しいことから、円滑な施行と早期完成を目指すために公募型プロポーザル方式により事業者からの提案を募り、宍粟市のGIGAスクール構想の実現において、優れた実施法を提案した事業者を請負候補者として選定し、契約に至っております。

当該契約は、性質または目的が競争入札に適さないものをするときに該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約となります。

次に整備費についてですが、令和元年度3月補正予算の編成時点では、文部科学省は事業費の2分の1を補助するとの説明でしたが、国が各自治体の事業費を取りまとめた結果、予算額を大きく上回ったため、各自治体への補助金が減額された形の補助金配分となりました。このため、最終的に一般財源が増えた形での財源繰越しとなり決算に至ったものでございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。あとこの環境ネットワークの、これは多分県下一斉にどこの地域もされたと思うんですけど、例えば宍粟市が特段遅かったとか、そういったのは特に問題なく事業は遂行されているんですかね。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 どの市町も恐らく繰越事業でやられておりますので、3月末までかかってやっておられると聞いております。

○神吉委員長 続いて、大畑委員。

○大畑委員 私のほうは決算書の193ページの補助金等について伺いたいと思いますが、まず一つは、宍粟学校生き活きプロジェクト事業の補助金でございます。予算に比べて減っているというのは、多分、休校、コロナの関係でなかなか事業自体の実施が難しかったんだらうと思いますが、どのように工夫をされて、この事業の目的を達成されてきたのか1点目をお伺いしたいと思います。

もう一つは、特別支援等の児童生徒就学援助金、これの内容を少し御説明いただきたいのと、これは予算に比べて少し増えておりますが、この内容について御説明をいただきたいと思います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 私のほうから、まず宍粟学校生き活きプロジェクト事業にかかるところについて御説明をさせていただきます。

今、委員のほうからもありましたが、昨年度については新型コロナウイルス感染症の影響が大きくありました。学校の臨時休業であったり、そういった状況の中で、やはりこの生き活きプロジェクト事業には一つ森の探検隊、森林から始まる教育活動ということで、4年生が見学旅行というわけではないですが、そういった形で市内の森林学習を進める、市内の環境の学習を進める、そういった学習を進めていますが、そういった活動が昨年度の状況では実施できなかったということがまず大きな原因であります。当然、その代わり、各学校において例えばパソコン教室での活動であったり、調べ学習、それから学校の範囲内での地域の中での活動ということが進められることができましたが、実際にバスに乗って宍粟を回って森の探検隊の活動をするということが実際にはできなかったというようなこと。

それからもう一つ、生き活きプロジェクト事業の中身として、各学校が自分たちの課題の応じた自主的な教育活動の取組という中で、いろいろな学校が研修を計画されていましたが、実際にその講師の先生を招聘しての研修ができなかったということ、そういったところでの実際に予算としてきちんと予定どおり執行することができなかったというのが現状であります。

以上です。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長　続きまして、特別支援学校等児童生徒就学援助金の内容についてです。

心身に障がいのある児童生徒の就学に関する費用を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的とし、特別支援学校等児童生徒の就学に関する費用として、通学用品を始め、学校給食費、修学旅行費、学用品費、校外活動費などの一部を援助金として、宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例及び規則に基づいて支給しており、援助額は児童生徒一人に月月額5,000円、年間では6万円となりますが、学期の初めに各学期分に相当する額を支給しております。決算額は701万円で、特別支援学校17人と、市内の特別支援学級100人の合計117人分となります。

次に、予算額費23万円の増の理由について説明します。予算額は1月31日時点での特別支援学級また特別支援学校の児童生徒の対象児見込み数で積算しております。予算時では特別支援学級が小学校69人、中学校27人、特別支援学校が小学部6人、中学部11人、合計113人で年間支給額6万円の678万円を予算措置しておりましたが、転入等により特別支援学級が小学校72人、中学校28人、特別支援学校が小学部6人、中学部11人、合計117人となり、4人増加し、支給実績額が701万円と23万円見込み額より増えました。特別な支援を要する児童生徒は過去3年間の実績では平成30年度102人、令和元年度109人、令和2年度117人、令和3年度は今のところ116人に支給しております。また転入等で増えたらその分また支給します。小中学校での援助率は、平成30年度2.8%、令和元年度3.2%、令和2年度3.6%、令和3年度は現在のところ3.7%と年々増加している状況となっております。

以上です。

○神吉委員長　次は、津田委員。

○津田委員　決算書の205ページのこのコーディネーターの謝礼なんですけど、これの内容だけちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○神吉委員長　水口課長。

○水口社会教育文化財課長　御質問のコーディネーター謝礼についてお答えさせていただきます。この事業は、地域の教育力を高め、地域ぐるみで学校の教育活動を支援するために、全国の市町村で文部科学省と県の補助事業として支援を得て、地域と学校の連携・協働体制構築事業に基づき実施している事業です。

事業実施の仕組みとして、地域学校協働本部の調整役を担う地域コーディネーターが活動ボランティアとしてお世話になる保護者や地域住民と学校との間で情報共

有や調整役を担っていただいております。現在、統括地域コーディネーターとして2名に活動していただいております、地域学校協働本部を設置している社会教育文化財課において、週5日、主に午前中に調整機能としての活動をいただいております。

決算書205ページのコーディネーター謝礼は、地域学校協働本部の調整役を担う地域コーディネーター2名に支出しているものです。

以上です。

○神吉委員長 次の事業は、今井委員。

○今井委員 主要施策96ページです。保育園の給食費の補助です。市立特定教育保育施設給食費助成事業のことについてお伺いします。

まず、この1,165万2,000円の財源ですね、特定財源ということで半分になっていますけども、これは何からきているんでしょうか、教えてください。

それから、ここにざっと説明を書いているんですけど、ちょっと分かりにくいのもうちょっと詳細説明をお願いしたいんです。表の部分の詳細説明をお願いします。

それから、あとこの事業は何年前からでしたか。何年か前からですね、3年か4年かぐらいだったと思うんですけども、何でこういう事業を始めたのかなというのをもう一遍、どこからか要望があったのかとかいうあたりをお願いします。

この事業に対しての保護者の反応とか、それから幼稚園、保育園の先生方の声とか、その辺を教えてください。

以上です。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼子ども未来課長 それでは、先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、本事業の財源ですけれども、先ほど見ていただいております成果説明書の96ページ、2分の1を充当しておる特定財源ですが、これはブナ基金であります。ブナ基金を2分の1充当して、一般財源として半分、582万5,000円という財源内訳でございます。

次に、本事業の事業内容とこの事業を始めたきっかけについてでありますけれども、令和元年10月1日に幼児教育・保育の無償化が実施されまして、3歳児から5歳児の保育料が無償化となりました。そのときに保育料の無償化の中に、それまで保育料の中に給食費が含まれていたんですけども、国のほうでその無償化の範囲から給食費を外すということになりまして、保護者は新たに給食費を負担すること

となりました。平成28年度から始まった段階的な無償化において、年収360万円未満の低所得者世帯と、多子世帯への経済的支援として、保育園児については就学前の子どもの範囲で3人目以降、幼稚園児については、小学3年生までの範囲内で3人目以降の子どもさんについては、給食費を含めた保育料が既に無償化になっておりましたので、給食費につきましても引き続き無償化ということで、これが国の施策であります。先ほど、この表の数字をということで御質問がありましたので、96ページのこの表の中で、国の免除としておりますのが先ほどの国が規定の中で免除というふうに定めた子どもさんです。そうしますと、例えば上の子が小学校へ上がると、就学前の間に子どもが3人おる世帯で、長男、長女さんが小学1年生に上がると、就学前の子どもさんが、本当は3人おるんだけど、2人になってしまうので、そうするとこの3人目無償というのが受けられなくなります。国の制度はそういうちょっと矛盾点があって、しかも厚生労働省と文部科学省の財源の違いだと思うんですが、幼稚園は小学3年生まで、保育園は小学1年生になる未満児というように制度に差がありましたので、ここで宍粟市としては、学校給食の3人目無償化のこともありましたので、18歳まで対象年齢を引き上げて、全ての御家庭で子ども3人目以降は無償化にしようというようなことでこの制度を設計したというところがございます。

一つの背景としましては、各市町は子どもを産み育てやすいまちづくりとして、市独自の施策を打ち出だすようになりまして、それを受けて宍粟市はどうするんだということがあったわけなんですけれども、もともと保育料については、国の保育料をそのまま運用しておりませんで、約3割ぐらゐは市の一般財源を投入して保育料の軽減を図っておりましたので、ここの部分に国の無償化の予算が入ってきまして、引き続きそのお金が使えるかなというめどがございましたので、新たな宍粟市の子育て支援策として給食費の負担軽減ということに取りかかろうということで、予算の加減がございますので、完全無償化というわけにはまいりませんが、半分程度は助成をしてもいいんじゃないかというようなことで、内部的に政策決定を受けまして、もともと要る給食費については副食費が4,500円、主食費が500円というようなことで5,000円というような制度設計をしておいたところなんですけれども、そのうちの約2分の1、2,500円を市のほうの一般財源で補填をするというようなことで、保護者の負担については月額2,500円というような制度設計をして現在に至っているというところがございます。

次に、保護者や先生方の声についてなんですけれども、幼児教育・保育の無償化

に合わせて制度設計をしましたので、切り替わりの令和元年度の保護者には市のこの助成制度について説明を行っております。そのときの印象としてはおおむね好印象の声を頂いたというふうに思っております。ただ、その後、今の保護者さんについては、就学前の給食費について自己負担が2,500円ということで御説明をさせていただいておりますので、年齢相応の負担額として受け入れていただいているのではないかなというふうに考えております。一方で、先ほど申し上げましたように、実際に給食を作る園、所にはひと月当たり5,000円というような制度設計をしておりますので、栄養価のバランスが取れた安全でおいしい給食を供給できる体制になっているというふうに考えておるところでございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すみません、ちょっと基本的なところで分かっていないのかもしれないんですけども、これは第3子とか関係ないですよ、これは。基本的に幼稚園とか保育園の子どもさん全ての話ですよ。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼こども未来課長 はい、すみません。表の見方のところを少し補足させていただきたいと思います。第3子の部分については無償化ということで、これは国の制度で、年収が360万円未満の低所得者と第3子以降は国が面倒を見て、先ほど申し上げた、副食費の4,500円なんですけども、国のほうから交付を受けるということで無償化になっております。その人数が96ページの表でいいますと、私立の保育所・こども園で86人と、それから公立の園、所で58人ございます。先ほど申し上げたように、第3子については、国のもうけた年齢制限を撤廃して、全ての3人子どもがいる3人目以降の子どもさんについては、市のほうが全額補助をするということで、ここの部分が市免除ということで、私立の保育園、保育所、こども園の部分が61人と、それから公立の園、所が30人、これが全額免除の御家庭であります。それから、残りしましたほかの全ての子どもさんについては、2分の1を助成するというので、保育園については月額2,500円の助成、幼稚園については、若干給食の提供日数が違ってきます。保育園については月曜から土曜日までの週6日給食を出させていただいておりますが、幼稚園分については月曜日から金曜日なので、ちょっと金額が変わってくるんですけども、その1週間当たりのバランスをとった形で助成をさせていただいて、2分の1ということで助成をさせていただいているというところでございます。

○神吉委員長 今井委員。



○今井委員 分かりました。ということは、年間を通して実施されるのはこの令和2年度からという形ですね。大体このぐらいの予算が、これから子どもは減っていくでしょうけども、予算を見込まれているということですね。分かりました。

○神吉委員長 よろしいか。

次の事業へ行きます。八木委員。

○八木委員 私のほうからは、成果説明書の98ページの学校施設トイレ改修事業について伺います。初めのほうの説明で大体分かったと思っているんですけども、単年度ではなしに、年度をまたいでということだと思えるんですけども、ちょっとその辺をもう一度詳しく説明していただきたいなど、目標が達成できなかった理由というのをお願いしたいです。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 小中学校におけるトイレ改修事業につきましては、これまで文部科学省による補助金を活用しまして、学校の校舎、体育館全体の老朽改修の中でトイレ改修を行ってきたところですが、トイレ改修事業のみを優先的に採択するとの国の方針転換、国土強靱化計画により、当市におきましても、令和元年度より取り組んでいるところでございます。

昨年度は、神野小学校の校舎及び山崎東中学校の管理教室等、波賀中学校の校舎のトイレ改修を行い、その結果として校舎屋内運動場の洋式化率は全体として78%となりました。

当初の計画では、令和4年度までかけて実施することとしておりましたが、一部計画を前倒しして、最終的な目標の90%を目指しているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 すみません。あとこの説明書にはまだ市内でも載っていない学校とかもあると思うんですけども、そういうところの学校はもう既に終わっているということなんでしょうか。

○神吉委員長 西林次長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 これまで大規模改修事業等で既にトイレ改修をその中で行った事業はありますので、今年度に行っている事業と、来年度予定している伊水小学校の統合改修を予定しておりますが、その事業をもって全てのトイレ改修が終わる予定としています。

○神吉委員長 次の事業は、垣口委員。

○垣口副委員長 99ページのしそく生き活き英語授業づくり事業についてお聞きします。決算額が少ないのは、先ほど言われましたように、講師を招いての研修等ができなかったというのが主な原因ではないかなと思うんですけども、その中で、先生方同士の勉強会というか、研修会の中で何か得られた成果とか課題とかいうものはあったんでしょうか。

以上です。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 私のほうからお答えさせていただきます。まずこの生き活き英語事業について決算額が少ないのは、今、委員がおっしゃったとおり、講師を招聘しての研修会というのが実施できなかったというのが昨年度の現状であります。その中で決算額が少ないという状況になりました。

ただ、今、これについても委員が言われましたが、先生方だけの研修会というのは実施していただいております。その中で、このしそく生き活き英語授業づくり事業というのは、一つには令和2年度から小学校、それから令和3年度から中学校で新学習指導要領が全面実施されるということを受けまして、特に小学校において新たに英語学習や外国語学習の取組を進めていく必要があると、そういった中で、小学校の先生方の外国語活動であったり、英語の授業を担当する先生方の指導力の向上を図っていこうという目的があります。

また、小学校でスタートするということは、これまでの中学校の英語の学習との連携が必ず必要だということで、小中学校の先生方が集まって、例えば、小学校がこういう英語活動をしているんだとか、中学校のほうの勉強の様子も小学校の先生に見ていただいて、中学校はこういった取組をするんだなということも含めて、小中が少しでもつながるような研修を進めていこうということで、昨年度、先生方が集まって実施をしていただいております。

今お話ししたような指導力の向上であったり、小中の連携を密にするための取組は昨年度何度か行えたというところであります。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 先ほど課長が言われましたように、これは先生方の指導力向上なんですか、それとも英語力向上のための事業なんでしょうか。その辺りはいかがですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 これは基本的には新学習指導要領にのっとり、先生方の授業力、指導力を向上させるということ。それから小中学校の連携を密にすること。そういうことを大きな目標としております。

○神吉委員長 同じく、津田委員。

○津田委員 私も同じところなんですけど、去年の執行率も低いなと思っていたんですけど、大体内容を聞いたんですけども、私が思っていたのは、このALTさんとかと連携をして、出されている宍粟スタイルの英語授業ですか、そういったのを構築していくためのものなのかなと思っていたんですけども、これがあまり講師を招いてというのはなかなか難しいと思ったんですけど、これが実際に令和2年度から始まった事業なんですけど、これの成果としてどういったものがあったのかなど。本来これは講師を呼んで先生たちの研修をさせるだけの予算編成だったんですか。それ以外でどういうことをされようとされていたのかなど。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、委員が言われたように、宍粟市ではALTと授業を行う担当がきちんと連携をして、もちろん、やはり小学校の先生方だけではなく、そこにもALTも加わっていただいて、英語の授業、本当にネイティブな発音ができるALTにも参加していただいて、子どもたちが英語を学んでいくという機会を何とか作っていきこうという宍粟スタイルに合わせての、またそういった授業づくりを進めていく上での研修となっています。

実際、宍粟市では、これ以外にALTが少し英語授業に関わる事業としては、実は例えば山崎東中学校区は小学校が4つあります。そこにALT1人が週に一日小学校に入るんですが、ほかの校区だったら2校までなので何とか対応できるんですが、この山崎東中学校区ではそれが十分にできないということで、地域人材を活用しまして、英語が堪能な地域人材を活用するという事業が県の補助事業でありますので、それを活用しまして、山崎東中学校区にはこの事業と絡めて小学校にALTの代わりに入っていただくというような事業をしています。できるだけ子どもたちが全部の学校同じようにALTであったり、そういった英語の堪能な指導者の下で英語の学習ができるように、そういった取組も進めております。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 令和2年度からの事業なんですけども、去年は休校も多くて、実際に英語の授業をやれたのかどうなのか。その辺りはどうですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今言われましたように、休校がありましたので、実際には講師の方を招いての研究授業というような形で実際には実証できていないところがありました。なかなかそれが難しい状況でありましたので、先生方には集まっていたいて、お互いの授業を見たり、お互いの授業を見せていただいた中での学びがあったり、それから先生方の授業同士、授業について意見交換をするような、そういった授業づくりの研修、それから小中がつながるような連携の研修については進めております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。大畑委員。

○大畑委員 それでは私は、決算書の187ページに関連いたしまして、いじめ問題の取組とこの執行額についてお伺いしたいと思います。報酬としていじめ問題対策委員への報酬、それから、報償費としていじめ問題対策連絡協議会委員への謝礼という形で出ておりますけども、この執行内容を最初にお伺いいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 いじめ問題に関する報酬と報償費等ということで、まずこのいじめ問題というのは、一つは宍粟市いじめ問題対策委員会、これは市が必ず設置をするという機関であります。例えば、重大事態が起こった場合の調査機関になったり、実際に重大事態が起こっていない段階では、宍粟市の取組について、この委員会の中で報告をさせていただいて、それについて指導いただく。また、宍粟市の取組にプラスして、またこういった取組ができるんじゃないかというような指導をいただく、そういった取組を今、宍粟市いじめ問題対策委員会を3年に2回の開催で実施しております。昨年度は2回実施しました。その中で、この宍粟市いじめ問題対策委員会は宍粟市教育委員会の附属機関として実施しておりますので、例えば法律、それから大学の教授といった学識、それから心理等の専門的な方、弁護士さん、そういった方々を委員に迎えて、委嘱をして行っている事業であります。そういった関係で報酬として支払いを行っております。

一方、いじめ問題対策連絡協議会、もう一つこれは必ず設置をしないといけないという機関ではないですが、宍粟市としてはきちんと設置をしていこうということで、この活動も行っておりますが、このいじめ問題対策連絡協議会については、例えば教育委員会、それから学校の生徒指導の担当の先生方、それから民生児童委員さん、それから警察の方、それから宍粟市の育成委員会、それからPTAの代表、

そういった委員の方に参加をしていただいて、宍粟市の取組について協議をいただくとともに、そういった関係機関が連携をしていこうという会になっております。そういったいじめ問題対策連絡協議会ということで、この委員については、各代表であったり、担当者が参加する会ということで、こちらについては市の内規に基づいて報償費として支給をさせていただきます。

そういった関係で、いじめ問題の中ですが、報酬と報償費となっております、またそういった執行内容を行っているところであります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 対策連絡協議会は令和2年度は何回実施されていますか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 昨年度は1回、2回実施する予定でしたが、コロナの関係で大学の先生、アドバイザーの方に来ていただくことができなかつたので、1回しか実施しておりませんが、その1回、委員も集まっていたいて実施、もう1回については、その委員の方と教育委員会事務局でオンラインで宍粟の取組について指導をいただいて、それを委員の皆さんに報告をするという活動を行っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 丁寧に御説明いただいたんですけど、私の認識からいうと、議会なんかにも定期的にいじめ事案について報告をいただいています、そういう通常の場合の協議というのを対策連絡協議会の中でやっておられるということですね。対策委員会のほうは、私の理解からすると、重大事態というものが発生したときに、その調査機関として設けるのかなというように思っていたんですけども、今お話を聞きますと、重大事態がなくても、いろいろ専門家からのアドバイスのために開いているということでしたけども、それは毎年、定例的にやるという考え方なんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 いじめ問題対策委員会については、今、委員がおっしゃったように、本来は重大事態の発生時にきちんと調査を行うというような段階でかかっているということになってはいますが、それだけではなくて、市の機関としても設置、それは任意ですが設置する、そういった指導を受ける機関としても設置するという機関も併せて委員の皆さんにはお願いしております。ということで、当然重大

事態とかが起こった場合には集まっていただくことにはなりますが、それ以外も少なくとも3年に2回のスパンで集まっていただいて、御指導いただく機会も必ず必要であろうということで実施しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 3年に2回。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 申し訳ありません。2年に3回です。2回の年と1回の年があります。昨年度は2回実施する年でした。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 そんなに頻繁にやる必要もないかも分かりますけど、2年に3回というのは、それで十分なんですか。毎年するというような予算が置いてあるんじゃないかなと僕は思っていたんですけど。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今のところは、本来やはりこれは重大事態の場合にきちんと集まっていただくということは重要だと考えておりますので、今のところは、今お話ししたように、2年に3回集まっていただくので、十分御指導はいただいていると考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

○大畑委員 次の分もよろしいですか。いじめから離れまして、学習指導員の配置事業のところもここでよろしいですか。

○神吉委員長 はい、どうぞ。

○大畑委員 これは教育振興費になるんですけども、学習指導員の配置事業謝礼ということで、1,000万円近くあるんですけども、これの内容についてと、どういう成果があったのかというのを伺います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 学習指導員ですが、これは昨年度も特別に実施された国から県へ、県からの補助事業になりますが、新型コロナウイルス感染症対策のための学習指導員配置事業ということになります。昨年度4月当初から臨時休校ということで授業がなかなか進められない状況が続きました。そういった中で、授業を再開した

ときに、やはり先生方が授業を進めていく上で、それをサポートする人材が必要だろうということで、県、国のほうが配置をした事業であります。

ということで、宍粟市では昨年度22名、何とか1校1名以上の人員を配置することができました。そういった方を各小中学校に配置しまして、例えば同室複数であったり、それから支援が必要な児童への細かな指導を行う、そういった取組、それから例えばそういった事業での関わりだけではなくて、学習指導員が子どもの健康状態であったり、コロナによる不安な様子はないかといった状況も観察した上で、担任や保健室とのパイプ役として活動していただいたり、それからまた、ほとんどの先生方がこれはやはり先生のOBのベテランの先生方に来ていただきましたので、事業の中に関わっていただくことで、当然子どもたちとの関わりが中心にはなりますが、それだけではなくて、若手への助言などについても各学校でお世話になることができたということも確認しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これは、冒頭に部長がおっしゃったスクールサポーターだったかな、それとはまた違うわけですね。ちょっと私も整理できていないんですけども、コロナ禍で今、学習支援というふうな形のところで、それからこの間、教職員の働き方改革というんでしょうか、そういう働き方を見直すためにサポーターとして入っていく人の配置とかあったと思うんですけども、その辺りの整理ができていませんので、少し整理できるように御説明ください。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、お話しましたように、この学習指導員というのは授業の中に入っていて、子どもたちの学習の支援を行う事業になります。もう一つ、スクールサポートスタッフの事業というのがありますが、それについては、基本的には新型コロナで増えた業務、例えば先生方が放課後消毒作業をするといったことであったり、毎朝子どもたちが学校の前で検温をしたりといった、そういった新たな業務が生まれてきました。特に放課後の消毒作業というのは大変な作業だということで、その作業を代わりに賄っていただく地域人材であったりということで、昨年度配置をしましたのがスクールサポートスタッフの事業というふうになります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。大畑委員。

○大畑委員 すみません、スクールサポートスタッフのほうは全ての学校で配置され

たわけでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 はい、昨年度は学校からの希望も確認した上で配置しましたが、全ての学校で配置することは残念ながらできませんでした。何とか全ての学校に配置したいとは考えましたが、昨年度はできない状況がありました。そこで今年度については、何とか全ての学校に配置をしたいということも含めまして、シルバー人材センターに委託をしまして、現在、全ての学校に配置して、今年度の取組を進めていただいているところであります。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策成果説明書の99ページ、幼保一元化推進事業、中段に記載してくださっている分であります。これは旧神戸幼稚園舎についての解体工事費用だということは存じ上げておりますが、この事業内容の令和2年度の事業概要の中に少子化による子どもの減少に備えて、幼保一元化によりこども園を整備することで多様な子育てニーズに対応できる保育環境を整備するというふうにあるわけであります。

そこで、公立のこども園を整備してほしいという声も多いわけではありますが、この意見等は考慮された、令和2年度であったのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼こども未来課長 宍粟市の幼保一元化推進計画は、少子化により地域の子どもの減少が見込まれる中で、子どもの育ちに必要な子どもの集団の確保と、地域で子どもを産み育てる若い子育て世代の多様な保育ニーズに応えることができる新しい保育環境の整備を図ることを目的として取り組んでおります。

少子化により、子どもの減少が続く中で、将来にわたり幼児教育・保育の質を確保し、幼保一元化による持続可能な認定こども園の整備を図るためには、これまでの公立、私立の垣根を越えて、多様化する保護者の保育ニーズに応えることができる新しい認定こども園を必要とする保護者や地域に向けて、できるだけ早く園を整備することが重要であるというふうに考えております。

そこで、これまでと同じ答弁となりますが、今後もこども園を整備するに当たりましては、まずはこども園を運営する社会福祉法人を募集し、運営する法人が見つからない場合には、最終的には公立での運営も検討するという従来の手法に変更は



ございません。

今後も、新しく整備する認定こども園が公立、私立にかかわらず、単なる既存の園の移転ではなく、新しい幼児教育・保育施設として、保護者や地域の皆さんの信頼に応えることができるような施設となるように、丁寧な協議に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ行きます。今井委員。

○今井委員 次は図書館のことでお聞きします。成果説明書の99ページの一番下のところと、それから決算書の207ページの一番下のところに、図書購入費として810万円あります。それから、部局の資料の16ページに、備品購入関係として図書備品購入として、500万円契約金額で出ています。

まず、この質問の1、2に入る前に、その確認をさせてもらいたいんですけども、決算書では810万3,283円ということで、部局資料では500万3,493円ということになっております。ここの違いは何で出てくるのでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 御質問にお答えします。決算書810万円と部局資料の16ページ500万円との差ですが、部局資料に計上しておりますのは、市立図書館のみの決算額で、決算書のほうでは補助執行しております北部3図書室の購入費が合算されておりますので、その差額になります。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。ということは、部局資料は山崎のあそこの図書館の分だけということですね。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 補助執行で部署が分かれたので、今回上げているのは市立図書館のみ計上させていただいています。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そしたら質問のほうなんですけども、この成果説明書のほうで、報酬ということで937万円という形が上がっているんですけども、ちょっとその辺りはよく分からないんですけど、今、図書館の職員さんは何人おられるのでしょうか。正規から非正規も含めてですけども。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 お答えします。図書館職員数に関しては、市立図書館と市民局3図書室の合計で、支所の資格を有する正規職員2人、会計年度任用職員9人の計11人で図書館運営を行っています。

その内訳は、市立図書館は正規職員が2人、会計年度任用職員4人。一宮は会計年度職員が1人、波賀は会計年度任用職員2人、千種は会計年度任用職員2人となっております。

なお、全ての市立図書館、図書室において、図書館司書資格を有する職員が本の資料整理やレファレンス業務に当たっております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すみません、ちょっと細かいことなんですけど、この成果説明書の報酬の937万円というのは、このうちのどの辺りになるんですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 市立図書館の職員の報酬になります。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 市立図書館の司書の方2名の報酬ということですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 はい、そうなります。決算書のほうは全部の報酬、北部の3図書室も含めての報酬が合算されております。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 補足させていただきます。今まで、令和元年度までは臨時職員の賃金として計上していたものが、会計年度任用職員ということで報酬に上がるようになっております。ですので、正規職員の分は給与としてこちらには含んでおりません。会計年度任用職員の常勤の者、それから時間給の者、そういった者の全体の報酬をここに上げております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、先ほどの説明の司書2名の分というんじゃないということやね。ということですね。会計年度任用職員の分がこの報酬の937万円ということですね。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 はい、了解しました。

そしたら、あと図書の購入費の810万円、北部も全部入れてですね。それから山

崎のほうは500万円ということですが、私はほかのところを調べていないので分からないんですけども、近隣の市町などと比べて、図書の購入費に関してはどんなものなんですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 お答えします。近隣市町の状況なんですけれども、令和2年度の予算額になりますが、たつの市が1,686万1,000円、佐用町が800万円、相生市が800万円、赤穂市が900万円となっております。

佐用町、相生市、赤穂市は自治体に1館の図書サービスを行い、他市町と比較して広域な面積を有する宍粟市では、図書館4館を旧町ごとに配置し、市民により近い場所で気軽に楽しむことができる図書館運営を行っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。4か所で800万円というのはちょっと少ないのかなという感じはしますけども、利用者のほうからの声として、もうちょっとこういう本が欲しいとか、そういう状況というのは、それに応えきれているのかどうかというのはどうですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 市内にない図書に関しては、連携している公共図書館から取り寄せたり、あと県立の図書館から取り寄せたりできていますので、何とかその辺でニーズにはお答えできているのかなとは思っております。

○神吉委員長 次、大畑委員、同じところです。

○大畑委員 関連するんですけども、私の場合は市立図書館に限ってお尋ねしたいと思うんですが、今議論になっていきます蔵書、これについてどういう資料を集めていくのかとかいう、いわゆるどういうふうに蔵書を構築していくのかみたいな考え方があるんだろうと思うんですけども、令和2年度については、どういう方針で3,384冊を買われていったのかということ。それは今もありましたが、その蔵書を構築していく上において、市民のリクエストにどう応えていくのかというような考え方についてお尋ねしたいと思います。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 資料の収集に当たっては、教育基本法や図書館法の理念に基づいて資料収集を行っております。予算と収容能力の枠内で、各分野バランスのとれた蔵書構成となるよう努めるとともに、市民のニーズにも沿い、学校教育や

家庭教育の向上にも資するように、市民の学習、調査・研究、生活全般、趣味などに関する資料を広く収集しています。

また、郷土資料のほかに、例えば一宮でしたら発酵や日本酒、波賀は森林鉄道や林業、千種はたたら製鉄など地域性を生かした分野の充実を図っています。

また、バリアフリー図書を目指すために、デイジー図書であったり大活字本や洋書なども購入しています。

令和2年度の3,384冊、この分は市立図書館の購入になりますが、考え方と成果についてお答えします。図書の購入に当たっては、公共図書館として中立で公平な立場に立って選書を行っています。目安としては図書の十進分類法の分野別で、一般書では文学を全体の4割、次に社会科学、歴史技術、芸術で4割程度、残り2割は哲学や郷土資料、産業、その他になります。児童書では絵本と文学で全体の6割、次に自然科学、芸術、社会科学、歴史で2割、技術、産業、哲学、言語、その他が2割といったバランスで購入しております。

成果としましては、情報拠点として社会の状況なども考慮して、市民の知的好奇心を高めて、豊かな人生を送るための教養や学習の機会の提供、子どもの成長に合わせた評価の高い図書の提供やお話会などを通じて心身の発達に資することができたと考えています。

また、コロナ禍で外出を控えて、家庭で過ごす時間が増えたことから、改めて図書館の役割や重要性が見直されたと感じています。ウイルスや感染症に関する図書や料理や趣味、親子での遊び方の本など、例年より多く購入しました。そういったことで新たな利用者も増えております。

また、絵本の巡回原画展や挿絵展を開催して、図書館に興味を持ってもらえる工夫もしました。

次に、市民利用者のリクエストにどう応えたかという質問ですが、年間のリクエストカードによる件数は全体で、北部3図書室も併せてですが、2,833件でした。リクエストが多数あったり、今後も利用が見込まれそうな図書は購入して、そのほかは市内の公立図書館や県立図書館から取り寄せています。

また、芸術書など一冊の単価が高額でありあまり利用されないような本は、県立図書館に購入リクエストを送ったりして対応していただいております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。専門的な考え方があるんだろうと思うんですけども、市

民に図書館利用をしていただく意味で、あるいは学生とか、あるいは子育ての方々を支援するという意味で、その児童書みたいなものとか、学生なんかですと専門書みたいになるんでしょうかね。そういうものの配分みたいなことは何か考えておられるんですか。ここを手厚くしていきたいという、その宍粟図書館が少しアピールできるような部分というのはあるんですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 そうですね、もちろん学習スペースなどの利用も多いですから、その辺の自分で学習する助けになるような本の購入もですし、また児童書なんかは力を入れて購入しているところです。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 関連で1点だけなんですけど、今、子どもたちにタブレットなんか持たせてるじゃないですか。今、定住自立圏で電子図書館なんかあるじゃないんですか。ああいうのを結びつけとか、令和2年度そういったことは。子どもたちがちょっとでも本に触れあうような取組として、そういう動きというのは何か検討されたりはしているんですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 はい、今、播磨の連携電子図書事業というのがありまして、たつのが主でしていただいているんですけれども、その電子図書館の利用の啓発とか、電子図書を利用していただくような啓発もしております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 あれは確かIDとか取得してやらないといけないと思うんです。子どもたちにはその辺の周知はしてあってあげているんですかね。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 子どもたちに十分かといえば、足りていない部分があると思いますので、今後、電子図書のほうも、こういったコロナ禍でもありますので、利用の促進をしていきたいと思います。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩いたします。2時半まで休憩いたします。

午後 2時17分休憩

---

午後 2時30分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

ここで、先ほどの図書館運営事業において、正規、会計年度任用職員、それから司書のくくりが少し複雑であったため、もう一度説明すると説明員から報告がありましたので許可します。

水口課長。

- 水口社会教育文化財課長 失礼します。今井議員の質問に対してもう一度お答えさせていただきます。

成果説明書の99ページの図書館運営費の報酬部分なんですけれども、これは市立図書館の会計年度任用職員の司書が4人おります。そこと時間給で入っている職員の部分の報酬になります。そして、図書館に正規職員が2人いまして、その正規職員2人も司書の資格を持っているんですけれども、その2人の給料は決算書の207ページの一般職の給料になります。

以上です。

- 神吉委員長 今井委員。

- 今井委員 はい、すみません。ちょっと確認させてほしいんですけど、司書は結局正規職員と任用職員併せて全部で何人おられるんですか。

- 神吉委員長 水口課長。

- 水口社会教育文化財課長 市立図書館に司書は5人います。館長が1人いますので。

- 神吉委員長 4名足す1名で5名。

今井委員。

- 今井委員 じゃあ北部のほうの三つのところには司書はいないんですか。

- 神吉委員長 水口課長。

- 水口社会教育文化財課長 司書はそれぞれ一人ずつおります。

- 神吉委員長 それでは次の事業に移ります。

垣口委員。

- 垣口副委員長 成果説明100ページの第3子以降給食費助成事業についてお聞きいたします。昨年度の決算審査報告書を見ますと、いろいろな意見や要望を聞いていると書いてありましたけれども、それは昨年度の事業に対して何か反映されたものがあつたんでしょうか。その辺りをお伺いしたいと思います。

- 神吉委員長 池本所長。

- 池本学校給食センター所長 失礼します。昨年度の決算審査の報告の部分で若干重複する点があるとは思いますが、それこそは山下委員のほうから質問があつた内容になろうかなと思います。

まずは保護者からのいわゆる意見というのが何点もあったんですけども、おもだってお話のほうを申し上げますと、友人で助成の対象となる方がおられるということで非常にありがたい、助かっているというような話をその際頂いたと、それとか、令和元年度は対象になっておった御家庭なんですけれども、一番上の子が高校を卒業してしまったというところで、令和2年度は対象にならない、非常に残念だという話をお聞きしたというようなことがあります。

市への要望という中で話があるのは、まずは一番多いのが、引き続きお願いをしたいと、この事業を継続してほしいという内容があります。それと、同じ割合に近いんですけども、やはり近隣のたつの市、あるいは相生市の無料の制度、一部中学校であったり、あるいは小中全てというような制度がありますけれども、宍粟市についてもそんな対応をしてくれたらなというような話はその際要望というか、頂いてはおります。

令和2年度につきまして、その要望を反映させたかどうかというのは、事業について御存じかと思えますけど、平成30年度から内容については一切変わっておりません。同様の3人目以降の児童あるいは生徒の学校給食費を無料にするという制度のまま対応をしておるところであります。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 今、御返答いただきました中で、全員助成できるなら、それにこしたことはないと思うんですけども、昨年度には対象者が小学校で285名、中学生で59名と聞いていますけども、対象になっていないのがほとんどの方だと思うんですよ。だからそういう方の御父兄さんの御意見というのも当然お聞きにはなっておられると思うんですけども、何か気になるような、今後につながるような意見とかは出ていたんでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本学校給食センター所長 失礼します。この事業の3人以上のお子さんをお持ちの御家庭という中で、いわゆる対象とならなかった御家庭というか、人数につきましては、令和2年度で申し上げますと、住民基本台帳でいいますところの3人以上のお子さんがある御家庭というのが490戸あります。令和2年度で今回対象となった家庭というのが305ということになります。今回無料にならない方、申請がなかった方なりですけれども、世帯数にしますと185戸というような形になっています。もちろんその中には、要保護、あるいは準要保護で就学援助を受けられている方が

入っておりますので、その分を抜きますと非常に少ない家庭になってくるのかなとは思っております。

今現在、そちらの方々なりの要望というか、保護者からの声というのは、アンケートなりをとってはおりませんが、聞く限りでは、やはり何か同じようなとは言いませんけど、補助というか、助成というのを受けたいという話はやはりあるかと思えます。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口副委員長 これ以上第1子、第2子の話になりますと、今回の決算の趣旨から逸れてしまいますので、それに関してはまた第3子以降給食費助成事業外の話になってしまうと趣旨に反しますので、それはまた常任委員会等でまたお話させていただけたらなと思えます。

以上です。

○神吉委員長 関連で、質疑をお願いします。山下委員。

○山下委員 関連で質疑をさせていただきたいと思えます。昨年度の決算審査報告書で様々な保護者の御意見を聞いてくださっておりまして、それが残念ながら令和2年度に反映されていないという点での質疑であります。この宍粟市の学校給食というのは、これまでの学校給食関係者の皆様の大変な御努力により、地産地消の実現、あるいは安全・安心という点では、本当に日本でも有名な宍粟市の学校給食であるわけでありまして。

そこで、令和2年度、この保護者からの意見もありましたように、無償化を行ったとしたら、そしたら本当に学校給食日本一の宍粟市として、日本中の皆様方によく知っていただいて、子育て中の若い世代の方々の宍粟市への移住促進ということにつながるんじゃないかなというふうにも私でも考えます。ですから、令和2年度、そんなふうなお考えがなかったのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 一般質問等とのところにも関連してくるんですけども、無償化という中で、確かに全国に7.何%ですかね、無償化のところはありますけれども、宍粟市としては、無償化ではなくて質を追求して地産地消を高めていくという方針の中で行っておりますので、確かに無償化をすることによって、保護者の負担軽減はもちろん図られるんですけども、それに伴う財政負担も大きなものがありますので、それはやはり制度のミックスというふうにも考えておりますので、無償化したか



らといって、それが日本一の給食とはならないというふうに考えております。

○神吉委員長 疑義がありますか。質疑はありますか。山下委員。

○山下委員 すみません、その日本一の給食というふうにはならないという御回答がありました。保護者の立場から考えまして、地産地消で安心・安全、その上誰もが安心してその給食をその方の家庭状況に関係なく食べられる、保護者の負担が減るというような、そういった経済的な面を考えて、プラスとしての日本一の給食というようなこと、そういった視点からプラスしてということでもやっぱり日本一にならないのでしょうか。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 その前の質問で、全児童生徒無償化によって日本一というふうにおっしゃったので、その全児童生徒を無償化にすることと、日本一の給食というのはまたいろんな視点があると思いますので、無償化については財政が伴うものであるというふうにお答えをさせていただきました。

○神吉委員長 少し視点が違っていたようなので、また違う場所で議論するべきだと思います。よろしくをお願いします。

関連になるんですが、大畑委員。

○大畑委員 じゃあ垣口委員と同じ中身になっていくんですが、先ほど所長のほうから現状のお話がありましたので、もう回答はあったんですけども、私は現在の制度設計、これも政策決定を打たれているものですから、今、ここでどうこう言えることじゃないと思いますけども、3人以上の多子世帯というのが対象になっているということなんですが、この490世帯というのは、多子世帯でも就学前の子どもも入れて対象世帯というふうに解釈してよろしいのでしょうか。それともあくまでも小学校以上ということでの対象世帯ということなののでしょうか。もう一度お答えください。

○神吉委員長 制度のところから。池本所長。

○池本学校給食センター所長 失礼します。まず前提として、18歳未満の児童、子どもがいる世帯と、それで3人以上なので、いけばゼロ歳児も含めの家庭が490戸です。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。となりますと、実際に令和2年度は305世帯の実施になっておりますけども、対象世帯からいいますと62%の執行になりますね。その辺り

の現状をどのように捉えておられるでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本学校給食センター所長 失礼します。それこそこの制度につきましては、先ほど少し触れましたけども、生活保護、要保護、準要保護の世帯については、いわゆる就学援助費というのが出ていますので、その中に学校給食費というのが含まれておるというところで、その方々については、この助成の制度から外れております。加えて、よくあるパターンで申し上げますと、18歳までの子で、例えば一番上は高校生、それから真ん中の子が中学生、あるいは小学生の義務教育にいと、もう一人の一番下の子が4歳、あるいは5歳というような場合、真ん中の子はこの第3子以降の給食費無償制度には対象となっていないわけなんです。そういった方々が、先ほど申し上げた490から引き算をした部分の戸数に含まれておるということになるんですけども、そのほとんどがこども園であったり、保育所であったりの、先ほども成果説明の中でも説明がありました多子世帯等の保証制度、そちらのほうでカバーができておるという考えをもっております。言い換えれば、学校給食の部分はこの第3子以降の分、それからもう一つの部分で、第3子以降ではカバーできなかった部分については、世帯等という部分でもカバーができておるという考えをしておりますので、大きな捉え方で一体的に考えていただくと、多子世帯の分というのはカバーできて支援ができておるのかなと考えておるところです。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 今の御説明からいうと、490世帯の対象のうち、就学援助が24世帯あると、それを除く。そしてこの第3子以降の給食費の助成が305世帯、残り161世帯、そこは保育所等で、どれになるか分かりませんが、そこで給食費の助成を受けているので、多子世帯全てが対象になっていると言い切れますか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本学校給食センター所長 失礼します。少し説明が不足しております。もちろん4歳あるいは5歳の給食費が発生する家庭、そちらについてはこの制度でカバーができる。この二つの制度でいずれかでカバーができるということになるかどうかとは思いますが、それ未満のお子さんが3人目というところについては、言えば給食費の部分がないので、結果的には対象にはなっていないということになります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 私が申し上げているのは分かっていただけだと思っただけなんですけども、本来は一つの制度で多子世帯を救っていきこうという解釈だったら、そこでその制度で救っていくというのが本来であろうと思いますけども、今の制度の中では矛盾が生じていると、同じ多子世帯であっても受けられない人がいる。百歩譲って、それは幼児教育のところでは他の助成が出ているから辛抱してくれというのだったらまだ分かります。それで100%になっているのかということをお伺いしているんです。でもそうなっていない家庭があるかもしれない。そしたら宍粟市は、同じ多子世帯の中である人としらない人というものを作ってしまっているんじゃないですかということをお尋ねしているんです。そのことは、もし課題があるのなら課題として捉えていただきたいし、課題にならないんだったら、こういうことにならないというふうにおっしゃっていただきたいということです。

○神吉委員長 まず、そのとおりかどうかだけをお答えいただきたいです。

大谷部長。

○大谷教育部長 おっしゃるような100%ではありません。最初の所長の答弁では100%のように聞こえたと思いますけども、100%ではありません。給食を受けていないお子さんについてはそのところが当てはまりませんので、そうかどうかというところと100%ではないと。

今、教育委員会が整理しておりますのは、当初、平成30年度から第3子の制度の導入のときに当たっては、未就学の部分が全く対象から外れていたのは事実でございます。その後、中尾次長も申し上げましたけれども、令和元年の10月から無償化の流れの中で、宍粟市独自として未就学のところ、第3子の実際に給食をお食べになっているところについて無償化という整理をしました。

100%ではないですけれども、今教育委員会としては、この二つの制度の中で、財政的なこともあるのは事実でございますけども、この二つの制度をもって給食副食の無償化、保護者の方の財政支援という形をとっております。

○神吉委員長 よろしいか。大畑委員。

○大畑委員 そうとっておられるのは分かりましたが、その課題という認識はあるんですか、どうですかということです。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 教育委員会としましては、課題ではなく、二つの制度で支援をしていきたいと考えております。現在のところ課題としては考えておりません。

○神吉委員長 続いて就学援助事業は大畑委員です。

○大畑委員 部局資料の3ページに基づいてお尋ねいたします。要保護と準要保護の生徒数というのは、この表で見ますと、平成30年度をピークに減少しているというふうに思います。現状をどのように捉えておられるのかということをお伺いしたいと思いますし、この援助率9.1%ありますけど、兵庫県下ではどの程度の位置になるのかということをお伺いいたします。

それから、準要保護の保護者の認定基準というのはどうなっているのか。例えば、保護世帯の1.何ぼとかいうのがあるんだろうと思うんですけども、その認定基準をお伺いいたします。

それから、援助品目についても、いろいろこの間も見直しがされているかと思うんですが、令和2年度の状況、見直しなどがされたのかどうか、それをお伺いしたというふうに思います。

最後に、この就学援助の周知方法、今まで聞いてきたのでは、新しく学校に入ってきてこられるとき、新学期のときとか、学年に上がられるときとか、いろいろあると思うんですけども、多分学校で周知をされているだろうと思うんですが、ほかにもいろんな方法があるのでありましたら、その援助を保護者にどうつないでいっておられるのかという話で質問したいと思います。

以上、お願いします。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 少し長くなりますがお願いします。

まず、要保護、準要保護児童生徒数の現状について説明をいたします。教育部資料の3ページを御覧ください。令和2年度末の要保護・準要保護児童生徒数は253人、対前年度マイナス17人、就学援助率は9.1%、対前年度比マイナス0.3ポイントとなっております。令和元年度までは年々少しずつ増加していました。過去5年間の生活保護率や児童扶養手当受給率を見るとほぼ横ばいであることから、就学援助については、制度の周知が十分できたことによるものと考えております。

令和2年度の主な減少要因としては、児童生徒数全体の減少によるものであると考えます。全国的に見ましても、就学援助対象者数は8年連続して減少、また援助率も7年連続して減少している状況です。

次に、援助率は兵庫県下でどの位置かについて説明します。毎年、県を通じて文部科学省の就学援助実施状況等調査が行われ、翌年度末に文部科学省のホームページにて公表されております。以前は市町ごとの数値も公表されておりましたが、現在は都道府県ごとの数値しか公表されておらず、県に聞いたんですけども、県から

も情報提供はしていただけなかったもので、申し訳ありませんが、兵庫県下での位置は確認できませんでした。西播磨管内の各市町に確認をしますと、宍粟市は7市町のうち3番目、赤穂市が一番高く11.93%、上郡町の9.45%の次となっております。また、西播磨管内の平均値は7.1%となっておりますので、その平均値よりは高い率となっております。姫路市では10.25%となっており、都市部と比較すると低い数値とはなりますが、これは生活環境が都市部と違うことや、一人親家庭となっても実家の祖父・祖母等との同居により、経済支援を受けることができるなどに起因しているものと思われ、適正な数値であると認識しております。

次に、準要保護者の認定基準について説明します。審査基準の基本的な考えとして、その世帯の人数、年齢等の構成により世帯ごとに総合的な判定を行う必要があります。教育の機会均等の実現を図る見地から、保護者の職業が不安定で生活状態が困窮していると認められたり、学校での納付金が滞りがちであったり、学用品、通学用品等に不自由している状況が認められるなど、生活保護を受けている方に準じる程度に困窮しており、真に経済的な援助を必要とされる方に支給する制度であるので、生活保護用に基づく保護の停止または廃止を受けた世帯、市町村税の非課税または減免を受けている世帯、児童扶養手当の受給世帯等であれば所得審査をせずに準要保護世帯に認定しておりますが、それ以外の世帯については、その世帯の総所得が生活保護法で規定する生活保護の基準額に一定の係数1.5倍を乗じた額に収まるかどうかで公平に認定審査を行っております。係数を用いずに申請内容から現に困窮している状態を審査するのは、担当者の判断で認定、不認定の決定がされてしまうおそれがあることや、多数の申請を公平に審査できないと考えております。就学援助制度は生活保護制度の教育扶助に準じた考えであるため、審査の方法としては係数を用いる所得審査で対応しております。

また、全国では生活保護の基準額に一定の係数を乗じたものを認定基準としている自治体が令和元年度時点で76%と多く、その係数は1.2倍から1.3倍以下である市町が最も多い状況であります。

次に、援助品目の見直しなどの状況について説明します。援助金は国庫補助基準額の改定により単価改正を行い、また品目追加があればその都度、規則改正をして対応しております。

平成29年度より児童生徒会費、PTA会費を、令和元年度より卒業アルバム代を、令和2年度よりオンライン通信費を援助品目に追加して支給しております。

次に、就学援助の周知方法等について説明します。市の広報やホームページ、ま

た宍粟の暮らしのガイドブックでの周知に加え、校園所長会にて制度や事務の手続についての説明と保護者への周知を依頼し、全学年に対し制度のチラシを配布してもらっております。新一年生に対しては、幼稚園、保育園、こども園を通じてチラシを配布し、入学説明会等でもお知らせをしてもらっております。また、各民生委員児童委員連絡協議会定例会にて制度を説明し、申請に係る協力依頼を行っております。学校と民生委員児童委員との間で情報共有を行うことで、生活困窮世帯の把握に努めており、その中で支援が必要と考えられる世帯には就学援助申請を促すなど、助言なども行っていただいております。また、窓口相談に来られた際にも案内をしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 丁寧にありがとうございました。一つだけ追加でお伺いするんですけども、令和2年度のコロナ禍の中で、やはり仕事をなくす方とかいろいろ出てきて、何度中にそういう急激な経済変動があったときに、多分認定が難しいんじゃないかなと思うんですが、この制度に救われなかったような人は生じていないんでしょうか。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 所得審査は前年度所得になるので、そういう仕事が無くなった方とかは前年度は仕事があったので所得では出てくると思います。そのような特殊な事情のある方は個別に状況をお聞きして、現在仕事がないのであれば、所得はその方はゼロで判定し、また民生委員さんとか学校長とかに確認をして、支給認定をしております。

以上です。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 令和2年度はそういう方はいらっしゃいませんでした。また今後出てきたら対応したいと思います。

以上です。

○神吉委員長 関連ですか。どうぞ認めます。山下委員。

○山下委員 それでは関連で就学援助について質疑をさせていただきます。就学援助は生活保護に準じると御説明していただきましたところから考えまして、その生活保護においては、令和2年度は民生委員の意見書というものが廃止されております。それでこの就学援助においてはどうなのかということを質疑いたします。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 認定基準として、援助費の対象者については、生活保護を受けている方、保護を必要とする状態にある方、生活保護の停止や廃止を受けた方、また児童扶養手当の受給を受けている方などは、社会福祉課のほうで確認ができますし、市民税が非課税の方とか減免措置を受けている方は税務課で確認ができることから、規則で定める民生委員児童委員の意見書の提出については、職業や収入等が不安定な方、その他特別な事情により援助が必要と判断される方など、世帯の状況が確認できない場合のみ意見書を必要とするよう規則の見直しを進めているところであります。この規則改正によって、保護者にとってはさらに申請もしやすくなるのではと考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 すみません、その関連なんですけども、これは子どものレベルでどこの家が準要保護かとかいうのが分かるような、そういうことがどうなんでしょうね。というのは、私が昔いた学校なんかは、はっきり言って就学援助は4割、5割もらっていたんです。だからクラスの中ででもちょっと書類取りに来てとか言って、その子には何かその書類を渡したりとか、子どもに負い目とかいうのは全くなかったんですけども、1割ぐらいだったらクラスに本当に何人とかいうような形になるので、そういうふうなことってやっぱり子どもには負担かなと思うんですけども、その辺の配慮とかは当然されているんでしょうね。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 通知とかに関しては直接おうちのほうに郵送しております。また事務の先生方とかはその辺も十分考慮して対応してくださっていると思っております。またチラシに対しては、全児童に配布しておりますので、特にこの子だけという形で配布しているものではないので、誰が準要保護を受けているとかいうのはほかの生徒には分からないようにはなっていると思っております。

以上です。

○神吉委員長 続いて、がんばりタイムですかね、大畑委員。

○大畑委員 それじゃあ、ひょうごがんばり学びタイムの質疑をいたします。この事業、7ページも提供いただいておりますが、対象の学年それぞれ違うと思うんですが、どうのように考えておられるのかということと、日数とか時間、それを教えていただきたいのと、この実施内容で学習に対する効果とか成果とかがどうだった

のかということをお伺いしたいと思います。

それと決算額のことについて、ここでは謝金がトータルで247万2,300円と書いてあるんですけども、決算書の189ページの報償費で見ますと283万円か何かになっておるので、ちょっと金額が違うんじゃないかなと思ったんですけども、ということと、総支払いのところもちょっと違ってきているので、この決算額についてまた別にお答えいただきたいと思います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 ひょうごがんばり学びタイムについてお答えをします。

まずこの事業は、全小学校で現在は実施しております。おおむね対象学年は3年生から6年生、学校によっては全学年対象というふうに、規模によってそういった対応をされている学校もありますが、おおむね3年生から6年生が実施をしております。また週1回で一日2時間程度の実施となっております。

そんな中で、参加については児童及び保護者の希望を基本としておりますが、参加した場合、教科は基本的に国語、算数を基本として、まずその日の宿題に取り組む、またその宿題についてもやはり指導員がついていますので、サポートしながら宿題に取り組むようなことができます。また、宿題が終わった後には、児童の課題に応じて、学校の副教材、ドリルや問題集を使って自主学習を進めたり、教職員と放課後がんばりタイムの指導者が連携をしておりますので、連携をして作成をしたプリント等を活用して、児童の苦手分野に対応したような学習ができるような準備を進めているところです。

今お話ししたように、教職員と指導者がその子どもたちの様子について連携をするような場も必ず設けるようにしております。教職員のほうから参加している児童について、こういったところを見てやってほしいというお願いをしたり、指導員のほうから、放課後がんばりタイムでの様子を教職員に伝えるというようなこともしておりますので、そういった中でより個別の対応もできる状態かなと思っております。

また、宿題だけではなくて、プリントやドリルなどで基礎的な学習を繰り返すということもやはり大事にしておりますので、基礎・基本の定着へとつながるようながんばりタイムでの学習ができているということで、そういったこともアンケート調査などでも保護者や児童からも確認ができております。

また、後半の謝金額と報償費との金額の違いについてですが、実はこのひょうごがんばりタイムというのは県の補助事業なんですけど、放課後補充の部分が今このが



んばりタイムでの決算書の7ページの表になりますが、併せてもう一つ、実はこのひょうごがんばりタイムでは関係しているところがありまして、先ほど津田委員のところでお答えした英語の授業の中で、東中校区にALTの代わりに1名配置する、そういった英語の指導者、地域の人材を活用した英語力の向上事業というのもこのがんばりタイムの中の予算としてあります。それが主要施策説明書の99ページの一番上のところに、しそく生き活き英語授業づくりがありますが、その中の県支出金が8万6,000円と書いてありますが、実はその部分がこのひょうごがんばりタイムからの県支出となっております。この部分と、部局資料の7ページの額と併せた額が決算書の189ページの放課後補充学習等の推進事業謝礼ということで、等の部分が英語の部分が入っているということで御理解いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 99ページの8万6,000円を足すということをおっしゃった。そしたらこの謝金に足しても283万円にならないと思うんですけども、247万2,300円の謝金に。ああ、総支払い額に足すんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 はい、おっしゃるとおりで、交通費もありますので、総支払い額に足すことになります。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 はい、すみません。

それで、財源は県費になっていると思うんですけど、先ほど先生が言われた、その週1回2時間、これで1年間やれるんですか。もう予算がなくなって打ち切りになったりはしていないんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 実際、昨年度については、コロナ禍の中で実施できない期間もありましたので、昨年度と例年は違うと思うんですが、例年予算をとっているんですが、なかなか指導員が確保し切れないという大きな問題が毎年あります。何とか各学校1名以上確保していただいて実施はしているんですが、今のところ各学校が何とか実施をしたいという分については十分実施をしていけるだけの予算は確保できていると考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これに関わっておられる教員のOBの方とのやりとりもあったんですけども、やっぱり県費のところでは打ち切られるので、子どもが非常に成長してきているのに途中で終わってしまうと、もう少し予算がつけば随分効果が出るんだけどなというようにおっしゃっていましたが、そういう中での評価みたいなのはどう思っておられるんですか。教育委員会としては。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 打ち切られるというのは、恐らく最終的な集計をする段階で、やはり最後の最後まで、3月最後までというのは実際にできないので、少し早めに打ち切るということは実際にありますが、各学校もできれば週に1回ですが、中には週に2回実施している学校もあります。やはり指導員が確保できれば週に2回したい。場合によっては2時間ではなくて3時間しているという学校があります。学校のほうも教育委員会もいろんなOBの方にも声をかけて確保には努めているところですが、できるだけ確保して、学校がそういった週に2回の対応であったり、また時間を長くするというようなことも希望があればきちんと応えていけるようには努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

八木委員。

○八木委員 すみません、私のほうからは部局資料の一番最後のページになるんですけども、施設型給付と委託事業についてなんですけども、この表を見ますと、管外保育所、令和3年3月末でゼロ名、あとこども園もゼロ名になっているんです。卒園されてゼロ名になったのかちょっと分からないんですけども、給付が出ているということについてお伺いいたします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼こども未来課長 それではお答えをさせていただきます。

まず最初に、幼児教育・保育の実施に当たりましては、認定こども園や保育所のほうで利用されるんですけども、児童福祉法の規定に基づきまして、住民票のある市町村が責任をもって保育をすることになっております。保育所は保護者の就労等を支援することを目的としておりますので、その際に、市町村の枠を超えて広域利用という考え方がございます。例えば、保護者の仕事の都合によりまして、宍粟市の子どもが姫路やたつのの保育所やこども園を利用したり、逆に姫路やたつ

のの子どもさんが宍粟市内の保育所やこども園を利用したりということを相互にやっております。

そこで先ほどの御指摘なんですけれども、この資料を見ますと、委託の管外保育所の令和3年3月末の児童数が在籍児童がゼロになっておりますが、決算額は240万8,570円となっております。この内訳でありますけれども、たつの市内の三つの私立の保育所に宍粟市の子どもが4月から7月にかけて5人、8月は2人の子どもがお世話になっておりました。最後の子どもは8月末に退所しておりまして、結果240万8,570円の支出となっております。

また、1号認定の幼稚園児の管外こども園につきましても、姫路市内の認定こども園に4月から1月までの10か月間、1名の子どもが在籍しておりまして、45万1,370円の支出となっております。

いずれにしましても、3月末現在ということで表記をさせていただいた関係でこのようなことになっております。保育の現場では毎月変化する児童数がありまして、全体では1年間で97人途中入所をされておりました、この説明書を作る際にどのように表記すればよいかちょっと迷ったんですけれども、最終的に一番子どもが多い3月末の時期の子どもの数を表記させていただこうと考えて表記したところ、たまたま年度途中で退所があり、3月末の在籍児童がゼロとなっているところがあって、こういうような説明になりました。説明不足があった部分につきまして大変申し訳ございませんでした。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。結局、宍粟市での施設に入っていなくても、市外のどこかの施設に入っておられれば、その分給付金がそちらに下りるということなんですかね。市外のほうに下りるようになるんですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾教育部次長兼こども未来課長 宍粟市の子どもがお世話になっている部分については、宍粟市のほうが園にお支払いをさせていただく。逆に姫路やたつの子どもさんを宍粟市のほうに受入れをさせていただいておりました、その部分については、今回も一般会計の歳入の部分で他市町からの受入れということで、その他の雑入のところで収入をさせていただいております。

○神吉委員長 続いて学校給食費は大畑委員です。

○大畑委員 学校給食の19ページ、20ページの関連なんですけれども、過去5年間の未収金の収納状況を見ても、現年分も未収が少しずつ増えてきております。それに加

えて、滞納繰越し分も大変だろうと思うんですが、令和2年度滞納分も結構頑張っ  
て回収しておられると思うんですけども、取組状況についてお伺いしたいと思いま  
す。

○神吉委員長 池本所長。

○池本学校給食センター所長 失礼します。お手元の資料19ページ、あるいは20ペー  
ジですけれども、若干説明不足の部分があります。少し加えさせていただきたいと  
思います。

特に20ページを御覧いただきながらでお願いをしたいんですけども、学校給食  
費につきましては、市の一般会計のような形の出納閉鎖期間というのがありません。  
5月31日までは収納、前年度とかいうようなとり方をしません。私会計なので3月  
31日締めという形で対応をまずするわけなんです。令和元年度まで、通常は保護者  
のほうから徴収をするのは4月から2月までの11か月、11回納付をいただくという  
流れになっています。昨年度、令和2年度ですけれども、御存じのようにコロナの  
関係で3月から、年度でいいますと令和2年度は4月、5月と学校給食の提供がで  
きない状態、学校が休みという状態になりました。その関係で4月、5月分の徴収  
というのはしておりません。ちなみに令和元年度の3月については逆に還付をした  
というような形をとりました。令和2年度については4月、5月は徴収をしなかつ  
たという中で、6月から給食を提供することができるようになりましたので、令和  
2年度については6月から3月までの10か月間、10回の納付方法という対応をさせ  
ていただきました。徴収をさせていただきました。今までは2月で徴収が済んでお  
ったんですけども、令和2年度については3月中下旬に保護者から学校への口座  
振込という流れがありまして、実は今現在見ていただいていますと、現年分で未納  
が79万4,360円という数字が上がっておりますが、一つの学校丸ごと入っていない  
ということがあります。3月末で入っていないということが起こってしまいました。  
4月に入った分を集計しますと、79万4,360円のうち、実は58万7,120円という額が  
4月の1週目、2週目で入ってきているというような結果で、その分は3月締めな  
ので未収という形で繰越しをしております。そういうことになると実質は令和元  
年度分の未収という考え方をしますと、22万3,240円という額が実際は上がって  
くるべきだったんですけども、会計処理上このような形で、令和2年度は突出した  
ような形になってはいますが、というような形になっています。

いわゆる滞納者についての対応と言う部分については、文書催告ですね、督促も  
含めて催告については、昨年度であれば4回実施しております。併せて自宅訪問、

こちらが5回、最終が3月11日、12日というような形で対応しております。

要保護費というところから申出によりという形になるんですけど、徴収を1件、それと児童手当からの引き去りというような形、いわゆる誓約書なりになるんですけども、1件というような形で対応させていただいておるのが現状です。

以上です。

○神吉委員長 以上で事前質疑を頂いていたものは終了しました。

ここで、それらの中で追加で質疑があれば認めます。

今井委員。

○今井委員 すみません、ちょっと図書館のところで聞くのを忘れていたんですけども、通告の中にも書いていなかったんですが、部局資料の16ページの備品購入関係のところを御覧いただきたいんですが、まずお聞きしたいんですけど、図書の購入で入札によって図書の一冊の値段が安くなったりというような、それはないですよ。図書の値段に関しては。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 はい、それはないです。図書館納入組合と随意契約でしておりますので。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 そこで聞くんですけども、なぜここが随意契約になるのかなというところで、この宍粟市図書館用図書納入組合というのは、要するにあれですか、宍粟市の本屋さんはそのように。ここはどうして随意になるのかというところをお聞きします。

○神吉委員長 橋本次長。

○橋本教育部次長 16ページの番号1、500万3,493円の随意契約のことをおっしゃっておられるんだと思うんですが、これは宍粟市内にある本屋さんです。そこが組合を形成されておられまして、その組合から図書を買うということで買ってあります。何々図書店1社から買うというのではなくて、複数社の本さんの組合から買ってあり、随意契約で買っているという内訳になります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。

水口課長。

○水口社会教育文化財課長 先ほど割引はないですよというところで、8%は割引をしていただいています。

○神吉委員長 よろしいですか。

それでは、以上で教育部の審査を終了します。

説明職員の皆さん、ありがとうございました。

これで本日の委員会を終了します。

次回は明日、16日、木曜日午前9時です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午後 3時26分 散会)